

第 10 回 「市民参加条例」策定に係るワークショップ 議事録

- 【日 時】 平成 23 年 6 月 19 日（日） 10:00～12:00
【場 所】 茅ヶ崎市総合体育館 2 階会議室
【出席者】 市民：16 名、茅ヶ崎市職員：9 名、コンサルタント：4 名

議事次第

- | | |
|---------|-----------|
| 1. 開会 | 4. グループ討議 |
| 2. あいさつ | 5. 全体討議 |
| 3. 全体討議 | 6. 閉会 |

1. 開会

事務局(石井)

皆様、おはようございます。第 10 回の「市民参加条例」策定に係るワークショップを始めさせていただきたいと思います。
開催に当たりまして、市民自治推進課長の山田よりごあいさつを申し上げたいと思います。

2. あいさつ

山田課長

◎「市民参加条例」策定に係るワークショップの開催にあたってのあいさつ

皆様、おはようございます。梅雨の中、本当にうっとうしい日が続いていますけれども、本日もこうしてお忙しい中、このワークショップに参加していただきまして本当にありがとうございます。

新年度も 3 カ月を数えるということになって、昨日も南湖の市民集会とか、市民討議会とか、いよいよいろいろな催し物も始まっております。市民の方々と行政とが、本当に真の意味で手を携えていけるように、この市民参加条例が一日も早くしっかりとできていくことを私も望んでおります。

本日、このワークショップも第 10 回を数えました。本日はアンケート等のお話もさせていただきますが、なるべく早く本論に入っていただけますよう、どうか皆様、ご協力を心からお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

3. 全体討議

事務局(石井)

それでは配付資料の確認をしたいと思います。お手元の資料のご確認をお願いいた

します。

まず、資料10-1ですが、こちらは本日のプログラムになっております。

続いて、資料10-2は、前回第9回でお配りした「市民意見の募集方法について」、アンケートの設問を修正したのになります。

それから、資料10-3は、同じくアンケートのチラシになります。こちらも修正を加えたものになっております。

続きまして、資料10-4ですが、各グループ討議のまとめをつづっております。グループAですが、資料が大変多くなりましたので、2つに分けてとじさせていただきます。

資料10-5ですが、こちらは市民参加条例の他市の条文比較表というものをご用意させていただきました。

以上、5種類の資料になります。お手元がない資料はございますでしょうか。

よろしければ、早速全体討議のほうに入りたいと思います。本日もよろしくお願いいたします。

ファシリ

皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

テーター

本日は、最初に前回お話ししたアンケートについて確認いただいて、その後グループ討議で、本日までおまとめをいただく方向で議論を進めていただくということをお願いしたいと思います。

(能率協会:白鳥)

それから、最後に各市の事例というところと、それから、まとめの後の作成の修正作業というところの方法について若干意見交換ができればという予定で考えております。

それでは、早速、アンケートについてご説明を市からお願いいたします。

事務局(村上)

それでは、市民自治推進課、村上がご説明させていただきます。

水曜日に発送をさせていただきました資料です。皆様からご意見をいただきまして、また参加者の方にもお手伝いをいただきまして、このような形で修正をさせていただきました。

大きくは、設問の順番を変えまして、あなた自身のことについて、それから、自治基本条例に入りまして、市民参加の現状についてということで、続いて具体的な手法についてですね。最終的に、今後の市民参加の進め方についてということで、大枠でそういう設問の流れに整理をさせていただきます、若干設問の統廃合をいたしまして、最終的に19問という形に落ち着きました。

チラシのほうにつきましても同じ作業をしていただきまして、こちらのほうは、その裏面のほうが大きく変わっていきまして、今まで皆様からお寄せいただいた、ワークショップでいただいたご意見、こういったものをお示しさせていただいて、それに対してのご意見をいただければなというところも含めて、そういうご案内に変えさせていただきます。

これでご了承をいただければ、まだ仮になりますけれども、チラシのほうにも入っていますが、7月15日から8月15日ということで、期間のほうも、パブリックコメントもおおむね1カ月でやっておりますので、それと同様に1カ月という期間で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくどうぞお願いをいたします。

ファシリ

どうもありがとうございました。参加された市民の皆さんもお疲れさまでした。

テーター
(能率協会:白鳥) アンケートについて説明がございましたけれども、これについて何かございましたら意見等をお願いいたします。

関山さん
(市職員) 文化生涯学習課、関山といいます。問6のところですが、2枚目です。この中で④の生涯学習・文化、それと⑭の学術、文化、芸術又はスポーツの振興と、文化がそれぞれまたがってあるんですが、どのような違いでこのような設定か、もしくは、ちょっと回答するところで混乱が出てくるのではないのかなというのが1つです。

事務局(村上) それから、その裏面なんですが、問11、⑬と⑭、10回以内と以上というのがあるって、10回の立場はどうなるのかなというところが1つあります。

事務局(村上) 以上、2点です。よろしくお願ひします。

事務局(村上) 市民自治推進課、村上、ご説明します。

事務局(村上) まず、問6のほう、これは確におっしゃるとおり重複して、どちらを答えたらいいのというところがありますので、整理させていただきます。基本的には、市の総合計画にプラスして、そのNPO法で押さえている分野を追加してこういう分野を設定しましたので、その辺、ちょっと若干不整合が生じてますので、文化のほうをどちらかに整理するような形で修正します。

山下さん それから、10回のほうは、すみません、11回のほうに訂正します。以上です。

山下さん 2、3日前にアンケートを送っていただきましたが、なかなかいろいろ気を配っていないんですが、さて、アンケートをもらった人がどうなるかなと思いましたが、実は、1項にすぐ「あなた自身のことについて」というのがあるんですね。これを一番後ろへ持ってきたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。最後にあなた自身のことについてお答えくださいというようにしたほうが、アンケートが集まりやすいんじゃないかなと。これは意見ですけれども。

渋田さん 浜竹の渋田でございます。大変ご苦勞なされたと思いますので、課の皆さんには感謝いたします。しかしながら、この「目的」とか「対象」とか書いてありますが、私も公務員でしたので、公務員だったらわかるんですが、市民の目線でのアンケートを本当につくっているのかなと思われまます。

渋田さん 例えば、「目的」というところに書いてあって、市民が、8割以上の方が茅ヶ崎市の条例をもらっているか、平成22年4月1日から施行されている条例を見ているのか、またはちゃんと条例のポイントについて、このアンケートをとられるときに渡せるようになっているのか。このアンケートだけをなされても、私たち市民から見たら、市民として何だろうかと、回答なんかするわけねえなど。回答したら1等、車が当たるとか何かであればまた回答率も上がると思うんですが、いわゆる本当に市民の目線で作ったアンケートなんではなかろうかというのと、それから、2番に「対象」というところがございます。ここに書いてあります「茅ヶ崎市民」というのは私たち市民ですからわかるんですが、「自治基本条例に規定する市民」というのと「茅ヶ崎市民」とは何が違うんでしょうか。こういう書き方をされると、茅ヶ崎市のことを8割以上知っている人じゃなければわかりません。こういうことで、公務員的なセンスで、市役所に勤めている人間だったらわかっているような用語でアンケート調査をするということについては、もう一度課長をはじめ担当部長、または市長さんの目線を通していただいて、条例、22年4月1日に基づく条例についての報告会みたいなものも2週間ほど前にあったわけですが、市長さんもお参加されていましたが、よろしく。それから、相模大学の先生もお話をなされていたんですが、市民の目線でのアンケート

ト調査をつくるようお願いいたします。それについてご回答を。

山田課長

私がお答えします。市民の目線でという部分があるので、今回は皆さんの中に募りまして意見もお伺いしましたし、市民の方々と一緒に作ったアンケートです、これは。それともう1点、自治基本条例のことについては、これはホームページ上でのアンケートですので、このホームページの中で自治基本条例についてはリンクを張るなどして、ここの部分がはっきりわかりやすいようにしていくつもりでございます。

渋田さん

「対象」の2番のところだけ特に私がピックアップしたんですが、これは「茅ヶ崎市民」と「自治基本条例に規定する市民」とはどこが違うんですか、ご回答のほどを。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。自治基本条例に規定する市民というのは、在住、在勤、在学、それから市内で事業活動等なされている、公益活動等をなされている方。

渋田さん

そういう人にもアンケートをとるの。

事務局(村上)

そういう方からもご意見をいただきたいということで。

渋田さん

じゃあ50万人分ぐらいつくるんだ、アンケート用紙を。

事務局(村上)

ホームページを主体で行いますので、紙媒体はそこまでのご用意はできないと思いますが、それから、市に納税の義務を負っている方というのが自治基本条例に定めている市民でございます、いわゆる茅ヶ崎市民だとちょっとわかりにくいのかなという部分があったのでこのように書かせていただきまして、問1を見ていただきますと、具体的にその市民の要件がわかるという。

渋田さん

「目的」とか「対象」のところにアンケートを先に見ろというような書き方だろう、これは。それはまずいんだよ。ちゃんと何でこんなアンケートをとるんですか、どういう人にとるんですかということ詳しくね、わかるように、市民の目線で書いてあって初めてアンケート1、2、3ってできるんだよ。

事務局(村上)

わかりました、申しわけございません。「対象」のところに、ここに明記させていただくようにいたしますので、よろしくをお願いいたします。

渋田さん

この2番について直すんですね、念のため。いいですか、自治基本条例に規定する市民と、それから、それじゃない市民の違いがわかりません。あなたの説明ではわかりません。課長が責任をもって私に回答をするなり、ここにいるみんなに回答をするようお願いいたします。

山田課長

今、村上のほうでお話しさせていただきました市民の定義については、最初の部分に書き入れるようにいたします。

濱村さん

濱村です。これは意見です。このアンケートの結果がどのように活かされるのか、イメージしてください。そうしないと、アンケートを出しっぱなしです。それで、私のこのアンケートに対する意見を出させていただきました。私の意見は、私自身見た限り全然活かされておりません。それはいいです。ただし、今後こういう形でとる場合には、どういう形で活かすか、イメージできるような形のものをつくったほうがいいんじゃないかと。はっきり活かせないというふうなうたってもいいし、そこら辺のところをやっぱりきちっと提案してください。それからもう1点、この市民参加条例についてのイメージは、私、この文章だけじゃ非常に難しいような気がしました。やっぱりそれをきちっとイメージをつくってアンケートに答えていただかないと本論に入っていけないように思いました。以上です。

山田課長

今のご意見ですけれども、このアンケートをなるべく早くまとめて、早いところで結果を出して皆様にお見せした中で、条例の内容を考えていただけるようにいたしま

す。濱村さんのご意見が活かされていないという部分については、後で説明いたします。

濱村さん

それはいいです。だけど、今度このアンケートをやったときに、どういうふうにかかすかというのはきちっと出さないとだめだと思います。

三浦さん
(市職員)

アンケートの内容についてなんですけれども、5ページの「市民参加の手法について」というところで、1からあるページですけれども、それぞれの手法の簡単な説明みたいなものを入れてあげたほうがいいのではないかと思います。問12です。問12でいろいろ手法が出ているかと思うんですけれども、それぞれ知ってますか、知らないかという選択肢があります。それぞれ答える方が答えやすいように、できるだけ簡単にそれぞれの手法の説明とか、できれば、昨年度なり今年度なりのこの手法についてはこんなものを使ったよというようなものがあるとイメージしやすいのかなというふうに思いました。

あと、このアンケートをなるべく早くまとめて、この会に活かしていくという、今、課長のお話がありましたので、それを踏まえますと、最後の問19、最後の設問で、市民参加条例についてご意見・ご要望があれば記入してくださいというのがあって、すけれども、この部分をもう少し丁寧に書けないのかなというふうに思っていて、例えば、その市民参加についてこうすればもっと市民参加がしやすくなるようにとか、条例についてこんな制度があればよいのとか、そういったこの会として活かせるような意見が出てくる、書きやすいような聞き方にしてあげたら少し活かせる形にできるのではないかなというふうに思いました。よろしくお願いします。

山田課長

今の件ですけれども、手法については、当初はどのような手法かというのが書いてあったんです。それも皆さん方の中から参加して下さった方と私も議論がちょっとありまして、ここでアンケートとか、例えばヒアリングとか市政モニターとかそういう説明を書くと、そこでそういうものだということが逆にイメージされちゃうのではないかと。それで知っているか、知らないかというのを先にもってきたということなんです。ですから、そこは、一応その中の結論としては、細かくこういう手法がこういう意味だと書かない、あえて書かないということになります。

濱村さん

濱村です。先ほどの方が問19のところでおっしゃったことに私も賛成ですけれども、例えば、ご意見・ご要望、それから市民参加条例に対する要望等々いろいろと項目が19で立つと思うので、その項目をかなり、かなりじゃなくてもいいんですけれども、具体的に何項目か立てて、箇条書きないし文章を書けるようにしていただければ、かなり単純なアンケートより自分の意見としてのニュアンスが活かされるように思います。そういうふうにお願いで、これはお願いしたいと思うんです。

山田課長

それは相談させてください。今提案していただいた方とお話をさせていただいて、修正して、もう一回皆さんに諮るようになりますので。

渋田さん

浜竹の渋田でございますが、このアンケートをとるに当たって、だれの名前でアンケートをとるんですかということについてお尋ねをいたします。私としては、市民の目線で、服部市長さんが、私が市民の目線でこういう条例をつくりたいと思っておりますので皆さんにアンケートをとります、まさか課長がとるといふようなことじゃないと思います。いわゆる市長名で出せば茅ヶ崎市役所の中の統一的な意見だということもわかりますので、できるだけ市長名で市民参加のためのこのアンケート調査をするということで、市長も知らないようなアンケートはとらないようにというお願いがございます。必ず市長さんの名前でアンケートをとられるようにお願いいたします。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

アンケートについて、そろそろまとめに入りたいと思うんですが、最後の問19のところは、少しその中身を、項目立てを少し検討いただくということがございます。それから、問1の場所ですけれども、最初に出す場合と最後に出す場合と両方あると思うんですが、個人の内容をあんまり聞くと回答率が落ちるような場合は後ろにやるケースもありますけれども、今回は市民の条例ということで、市民の方も自分の条例をつくるに当たってという認識で回答いただくということでは前にあってもいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。その辺は検討の中で議論というのはありましたか。

山下さん

原案を送ってもらったときにね、私は、えらい書きづらいなと思ったんですよ。それが影響しないかと思って心配しているんです。まず、市民参加条例のアンケートだから市民参加条例からすっと入って行って、最後に、あなたはということにしたほうが余計に関心を引きやすいかなと思って、それだけです。

中村さん

先ほどの皆さんの質問にも重複するかもしれませんが、アンケートをぜひ多くのアンケートを集めてもらいたいという趣旨からいえば、例えば、問9であなたが市の施策や事業に関する情報を知る手段は何ですかという問いかけもいいんですが、それよりもさらに、あなたが一番求めやすいというか、利用しやすい手段は何ですかとか、それから、問12のほうも参加しなかった理由を教えてくださいというよりも、どうすれば、どういう状況であれば参加されますかとか、もっと参加してもらいたいという気持ちが伝わるようなアンケートをしたほうがよろしいんじゃないかと思っておりますけれども。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。利用したい、利用しやすい方法については、最後に問18で設問を設けてございまして、そちらでお聞きできるかなというふうに考えています。それから、参加しなかった理由をお尋ねするところで、そこで若干もう少し掘り下げて聞くことができればいいのかと思いますので、その問12あたりもその参加しなかった理由でもう一言加えるようなことで考えたいと思います。

蔵前さん

問11のところ、あなたは市の施策、事業にご自身の意見を提案したことがありますかという質問がありますけれども、その中に何回しか書いてないんですが、できれば、例えば、環境基本計画に何回出したとか、何かそういう提案したその種類を知りたいなんて私は思うんですが、市は思わないんでしょうか。どういうことに皆さんが参加したかという種類ですね、それがあってもいいかなと思うんですが。

事務局(村上)

市民自治推進課の村上です。その部分もお聞きしたいところありますので、欄を追加するような形で対応したいと思います。

洪田さん

浜竹の洪田でございます。課の皆さんが一生懸命徹夜でやったこともわかります。ですが、この条例をつくるということは、市長さんが市民の目線でこういう条例をつくりたいと思いますよと、だから市民の皆さんも賛同してくださいということになるわけですので、事前のその市民への説明の文章がちゃんとわかるように、問は1つだけなんです。市長と同じように議会のほうで条例の制定について審議がなされると思いますが、あなたは市民としてマルですか、バツですかと、それ1問でいいはずなんですよ。そういうことをお考えください。特に今回の地震災害については、これから担当大臣も決まってそれぞれのところへ政務官が置かれるとか、県に置かれるとか何かいろいろ議論されてますが、1問だけなんです、1つだけなんです。1つだけで済むと思うので、こんなことをやったら余計市民の目線でないアンケートと思われて、

だれも回答しないなと思います。余計なことをつけ加えましたが、1問だけです、市長の名前でお出しになられて、市長として市民の目線で必要だと思いますので、皆さんに、市民の皆さんにアンケートといいますか、調査をいたしますというような1問だけで十分なはずなんです。よろしくお願いします。

有竹さん

有竹と申します。質問ですけれども、メールでアンケートに答えた場合というのは、自動的に集計できるようなシステムになっていますか、という質問が1つ。あと、問1の年齢の細かく、かなり細かいんですけども、アンケートで答えたことと、この年齢との活用方法において、これだけ細かいほうが有効に今後活かされるというふうにお考えになってこういう提案になっているかということの2つを教えてください。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。メールではなくてホームページをご覧いただくと、そこにアンケートを入力する画面をつくっちゃおうということでイメージしていますので、そちらのほうで集計するような、それを主たる手段にしたいと思っております。

それから、年齢ですね。年齢の区分ですけれども、なるべく細かくお聞きしたいなというところでちょっと分けてみたところですけども、お答えしにくいようであれば、ある程度、緩くしてもいいのかなと。

有竹さん

わかりづらいというよりは、これだけ細かく分かれたのを、この後アンケート結果と照らし合わせて、どういう使われ方が想定されるかということです。

事務局(村上)

実際のところやってみてという部分もあったんですけども、ある程度まとめることは簡単にできますので、細かく設定をさせていただいています。

佐々木さん

すみません、佐々木です。有竹さんの年齢について補足でご質問があるんですけども、10歳以下って本当にいるんですか。

それとあと前文の「目的」のところ、文章の使い方が気になったところがあるので、茅ヶ崎市自治基本条例の施行に伴い、市民は云々で、基本原則とすることとしましたとなっているんですけども、確かに自治基本条例の施行で基本原則として茅ヶ崎市が認めたということなんですが、実際には、日本国憲法で集団自治で市政というのは積極的に国民である住民がやっていかなければならないものの代理執行であるのが行政ですよ。だから、市民参加というのはもともと日本国憲法にも規定されていたもので、自治基本条例で再確認したものですので、それでちょっと文章の使い方を、基本原則に、自治基本条例で初めてすることにしたのではなくて、それが改めて確認されたとか、何か文章を考えていただければなというお願いです。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。まず、1問目の10歳以下の部分ですけども、これは大人が補助的についていただく想定なんですけれども、いわゆる絵とか作文とか、そういうのに応募したことがある子とか、そういったところで少しご意見をいただけないかなというところがねらいでして、一応そういう年齢区分も設定させていただきました。

それから、2番目の自治基本条例の関係ですけども、確におっしゃるとおりですので、その確認的という部分ですね、条例の施行に伴ってという意味ではなく、いわゆるその明確化されたとか、そういう部分で若干表現を精査させていただきたいと思います。

久永さん

(市職員)

すみません、市民相談課の久永ですけども、確認だけさせてください。この質問の中で、さっき中村さんがおっしゃったんですけども、問9、市の施策や事業に関する情報を知る手段は何ですかということで答が14あります。それから、問13は、

問12で1つでも知っている人に対して聞いているんですが、どういう方法で情報を入手しているのかというやっぱり同じような内容を聞いているんですね。それから、問18で、「あなたが参加に関する情報等」って、意味がひとつよくわからないんですが、どのような手段が利用しやすいですかということで同じように聞いている、この3つを例えば1つにまとめることができるかできないかというあたりは、今後検討してほしいなという気がするんですけども。特に答はいいです。

山田課長

申しわけないです。この件については、前回に1回お渡しして、その間に意見をいただいて、それから参加していただく方を募って一緒につくったものですから、そこはちょっと頭に入れていただいております。

津城さん

文教大に通ってます津城と申します。唯一の学生だと思うので、簡単に1人の学生の目線からアンケートを見たという感想を言わせていただきたいと思っております。

大学のほうでもゼミ等でアンケートを何回もすることがあるんですけども、アンケートを見て量がたくさんあるなというのと、漢字がたくさん多いので、ちょっととっつきにくいなというふうに自分自身感じました。やっぱりモチベーションが高い方ばかりがアンケートをされるわけではないので、もうちょっと、表現はちょっとわからないんですけども、とっつきにくいものではなくて、簡単なものとか、アンケートが4枚というのも自分自身初めてなので、少し減らしていただくとか、ほんとうにちょっと難しいかもしれないんですけども、先ほど言われたとおり重複しているところは省略といいますか、短い文章にさせていただいて、文字を減らしていただくと、より多くの方がアンケートをしやすくなるのではないかなというふうに感じましたので、その点で感想を言わせていただきました。以上です。

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

アンケートについて幾つか修正要望が出ましたけれども、それについて修正して実際に出すまでどういう段取りでいくかという想定も確認しておいていいですか。

山田課長

基本的に今いただいた意見は、私どものほうともう一回、まだ出すまでに少し時間がありますので、内部でも議論させていただいて、もしもう一回皆さんの中で、もしもう一回これに参加してもうちょっと変えてみたいという方がいらっしゃったら申し出ていただいて、できればその方と一緒に、もうここで任せていただいて、私どもでやらせていただきというのが私の希望です。

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

そうしましたら、参加したい方はもう一度その修正のところに参加していただいで、次回10日になってますけれども、10日ではこういう内容でという事後確認をいただくという、そういうことでよろしいでしょうかね。

渋田さん

浜竹の渋田でございますが、このアンケートについて、修正よりも全面的に改正じゃないかと思っております。なぜかと申しますと、参考資料でお配りになっていただいているほかの市の参加条例の条文のことが出ているんですが、この条例をつくるに当たって、その市は、例えばこれは平塚とか何かだろうと思うんですが、それらを十分にござらんになって、一番いいもので茅ヶ崎市民の目線のアンケートをつくっていただければと思っていますので、司会者を初め関係の委託をされている人たちのご協力の上でしてください。これは、もう市長も私も、私たちも条例は必要だと思ってるので、条例はできるほうがいいと思っているので、マルかバツだけでできればやっていただきたいというのが追加のお願いでございます。必ずアンケートをやってますから、県もやってますので、よろしく申し上げます。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

そうしたら、意見がある方はなるべくその追加の検討の場に参加して意見調整をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

森さん

簡単に済ませます。私もこのアンケートの修正で幾つか意見を出したんですけども、あと先ほど文教大でしたね、学生さんがご意見を言ってくくださったのとちょっと似てるようなんですけども、多分これは私たち大人とかある程度市民参加とかいろんなことをしている方にとってはアンケートは書きやすいかなというところがあるんですけども、やっぱり若い学生さん、私はちょっと高校生あたりとかかかわっているもので、そういう若い子たちも、このアンケートでは書けないかもしれないんですけども、何か若い人たちの意見がどこかで反映できるようなものがあるといいのかなって、ちょっと推進課のほうにはそういうお話はしましたので、ちょっと学生さんがそんなご意見だったので、やはり私もちょっと若い人向けのアンケートがあるといいのかなというのと、ただ、そのとき推進課の方とお話しして、集計をとるときに内容が変わっちゃうととりにくいんじゃないかというお話があったのですが意見として出しました。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

それでは、各グループのほうで、きょうは意見をそれぞれでまとめていただくということを目標に話し合いをということだったかと思いますので、よろしく願いいたします。

◎以降、3グループにわかれてグループ討議を実施した。

4-1. グループ討議 (A班)

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

議論の材料として、今日、Aグループのこれまでのまとめで出している中に、これまでの模造紙をまとめたものと、それから、濱村さんと幸村さんから出して頂いたペーパーをつけてきましたので、この辺も検討の材料としてまとめていって頂ければと考えます。

新しい手法について何かありますでしょうか。

幸村さん

新しい手法として、前回私が最後に提案したのは、配られている前回議事録の24ページにあるんですが、下から10行目ぐらいですね。「新しい公共」という柱が立ちまして初年度を迎えているわけですが、その「新しい公共」の主役の1つはNPOだと、それでNPOは、初めから、志の大きさ小ささは別として、公共的な事業をやって市民に幸せになってもらおうとか、まちをよくしようとか、そういうことを目指して活動しているわけですが、「新しい公共」の中では、そのNPOの存在がますます大きく必要になってくるだろうとこう言われているわけですが、NPOはお金がありません。「新しい公共」をやると、行政がNPOがやる分、お金を調達してくれるのでしょうかということ。

それからもう一つは、もともと「新しい公共」というのは、今まで経済成長を遂げてきて、何でもかんでもお金を、税金を送りさえすれば行政が公共を全部引き受けるよということやってきたのがそうはいかなくなってきた、だから市民が担ってきていると、こういう側面もあるんですが、そうすると、市民の1つのNPOは、お金がないから、その市民のニーズにこたえられるような活動は十分できませんと、一方でそういうわけです。だけど一方ではぜひやりたいよと、そういう2つの側面を持っているんですが、そこで市民の有志が、私が寄附するからこの金額を使って公共的な事業をやってくださいよという市民が名乗り出る可能性もある。そういうときに、その名乗り出て寄附をしてくれる市民がまちづくりに市民参加しているんだという解釈が成り立つかどうか、そういう提案なんです。市民参加条例はそこまで考えた市民参加条例にすべきかどうか。

濱村さん

ちょっと1つだけ質問ですけれども、NPOというのは法人格を持たないという前提でいいですね。

幸村さん

いやいや、持っても持たなくてもそれは関係ない。

佐々木さん

広義のNPOでいいですね。ちょっと僕は、今のご意見は、ちょっと前段で違和感がありまして、お金がないから、行政、頼むよというのが、実際の市民活動のあり方だろうかという認識があるんですね。実際にその、まだ数は少ないですけども、市民が市民からお金を募って財源にする市民ファンドの動きというのがありまして、実際に僕も市民ファンドのある1団体の会員というか、設立する社員になっているんですけども、要は、そこの運営が実際に行政に金を出せということ言うのが市民活動なのかなというのは、ちょっと僕は別の意見があるんですけどもね。

それを置いておいても、そのNPOが、NPOに対してお金を出した、その方が要は喜捨、資金を寄附した、寄贈した、その方が実際にNPO活動を実際にしてないのかといたら、理屈としてはしてると、市民活動に参加しているという解釈で僕はここはいいと思っています。ただ、そこに対して、その寄附をしたことに対して、どのような形でその税法上の控除を行政がとるかとか、そういった部分の工夫はやっぱりまだまだ少ないのかなと。

今回NPO法が変わりまして、特例法人の認定が国税庁ではなくて各都道府県もしくは政令市に落とされましたけれども、ただ、それだけでも、要は特例NPO法人に対して寄附を出すと、というか、認定NPO法人の数というのがやっぱりそんなに多くないのかな。その辺で、その特例で、認定NPO法人ではなくて普通のNPO法人に対しても寄附を行った場合に税制優遇が受けられるとか、そういう市民税の減免が受けられるとか、そういったものが必要に、市民活動を、市民参加を促進するに当たって、市民活動団体の活動を活発にするに当たっては必要になってくるのかなというのが僕の考えというか、僕ら一緒に話をしている連中の考え方でもあります。そこを出していかないと、そこの充実も目指していかないといけないのかなと。今、幸村さんが言われたみたいなね、部分というのは、やっぱり市のほうも何らかの形で税法上考えると、そういうことをやっていくのは、市民参加を推進していくための1つの方法だと思います。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
濱村さん

「新しい公共」というのにつながるところでNPOが大事だと。育成なり支援をしていかなければいけないという方向ではよろしいですか。

ただしやっぱり筋道をどうつけていくかですよね、今の制度のね。何か見ると、全国的にNPO法人だとか全国的な公益法人とか、比較的前に比べればちょっと取りやすくなったかなという感じだけでも、まだまだこういうものに対して行政の厚い壁があるので、茅ヶ崎市がそういう総務省なり何なりとどういうふうなコンタクトをとってそういうものがきちんと、市町村レベルあるいは県レベルでそういうものがきちんと制度化されて動けるような体制をつくっていくかというのは、窓口はあるんですか。あることはあるんでしょうけれども。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

ちょっと考え方で整理すると、とりあえずそれに向けて、NPOを育てていくために市民も応援もするし参加もすると。参加の中には資金的な応援みたいなのところも含めましょうと、考え方としては。それから、行政として側面支援、行政からお金をもらうという直接補助をもらうのではなくて、税制優遇とか、あるいはほかの仕組みとかが必要で、それをもって育てていきましょうと。

濱村さん
幸村さん

ええ、それがなくなかなか。

それで、今、佐々木さんがおっしゃったことは、私もマクロには承知しているんだけど、いわゆるその市民が自分たちの市民のために公共サービスを担ってくれるNPOを市民が応援すると、行政が応援するんじゃないとね。市民が応援するのは、1つは市民が直接その活動に参加すること、それからもう一つは、参加できなくても寄附をして活動資金を提供するという参加をするということ。その資金を提供して参加するという側面をもっともっと市民参加が進むように、自治体が条例でそういう貴重な寄附をする人は税制優遇をしますよと、そういうことを条例で、そのまちの条例でつくればそれが可能になると、そういうことですか。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
幸村さん

幸村さんが参加してその条例を1つやって頂いて。

いえいえ、私は今市民参加条例のことを言ってるんだけど、今言った条例というのは、別な条例でそういう条例をつくって税制優遇をすれば、市民は寄附をしたらその条例に基づいた優遇税制を受けられますから両方得しますよと。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

茅ヶ崎市独自の……、そういうことだ。

幸村さん
ファシリ
テーター

そういうことでしょう、そう理解していいわけでしょう。
市独自の税制優遇措置を。

(能率協会:白鳥)
幸村さん

だから逆にいえば、市民、いわゆる行政がもうギブアップせざるを得ない公共を市民、NPOが担えば、そこに寄附する市民は、一般市民は税制優遇されるという条例を茅ヶ崎市がつくればいいんです。市民参加条例とは違う条例ですよ。条例、そういう場合には税制を優遇しますよと、税金をまけてあげますよと、そういうものを別にすれば、今、佐々木さんが説明され、私が主張しているそのNPOが公共を担うという姿、これが今まで以上に促進されると、こういうことですね。ここで最初に私が持ち出したことは、そういうことをやれば市民が資金を提供しやすくなるけれども、その提供しようとする意思を持つ市民は、まちづくりに市民参加したということになりますかと。もしなるんだったら、新しい市民参加の姿としてぜひ茅ヶ崎の市民参加条例にそういうことを我が国で初めて入れましょうよと、そういう提案なんです。

佐々木さん

基本的にね、その「新しい公共」ということはちょっと僕についてはずうっと疑問を持っている言葉で、要は、「新しい公共」という名のもとに1つの社会制度をつかって、それにこの指とまれ方式で、それにもとまれないような弱者をどう見ていくのかとか、そういう部分のセーフティネットというのがまだまだ民主党のやっている「新しい公共」の考え方にはないので、その辺は逆にその各市町村の行政が考えていくべき部分になるのかなと思うんですけども、それは……。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

それは、考え方のほうですね。

佐々木さん

そうですね。こぼれた、公共からこぼれた弱者をどう、「新しい公共」からこぼれた弱者をどう救済していくというのが、これからの逆に「新しい公共」という形での市民とのコラボレーションでの公共事業をね、進んでいくとしたら、その部分をどう考えていくのかというのは、新たにその行政、要は単位行政が考えていかざるを得ない部分だという、その辺の制度もつくっていかねばいけないのかなという気は、僕は幸村さんの意見プラスアルファとしてね、思います。この辺がだから市民参加、だからその市民参加の中でというか協働の中でもね、問題点であるし、もともと協働なんて、これまで言うの大変長くなるので……。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

なるべく今日はまきモードで、すみません。

佐々木さん

必要ないと思ってるんですよ。だって、なぜNPOが、なぜ欧米社会はNPOというものが存在するかといたら、自分たちが選ぶサービスは行政の十把一からげけれども、画一的だけれどもまあまあ受けられるサービスなのか、自分たちによりフィットしているけれども、少しコストが高いボランティアとしてのサービスを受けられるNPOなのかというのが、アメリカの社会でもヨーロッパの社会でも税金を払うこ

とで選べるんです。自分は税金を払うかわりにNPOに寄附をする、だから自分はその老後の福祉をNPOにゆだねる、行政にはゆだねないから行政にはタックスは払わないよ、タックスペイキングしないよ、そのかわりボランティアにペイキングをするよという、この選びができるところまで成熟すればいいんですけども、その中間にある「新しい公共」というのは、今度はセーフティネットを考えていかなきゃいけないとか新たな問題が生じてくるよという話は考えておかなきゃいけないなというのはつけ加えたいと思います。

有竹さん

質問なんですけれども、中間で提案とかやってきたというのは、税金は税金でここに取りられちゃうけれども、この税金の払い戻しが結局ここに払っているのに関連してくるということですか。

佐々木さん

ということになると思います。ただ、全てが行くわけじゃないでしょう。

有竹さん

はいはい、そうですね。非常に還元率が低い。

ファシリ

税金で払うことも選べるし、税金じゃなくてこのNPOに充てることも選べるというそういうイメージ。

テーター

(能率協会:白鳥)

佐々木さん

そうです。

有竹さん

じゃあじゃあ、限られた税金をどっちに払うか。

佐々木さん

だから、要は、課税の可処分所得に関して、そのNPO、アメリカが例えばNPOとか財団に寄附をすれば、その分は丸ごと免除ですよ。公共団体に払う税金というのは丸ごと免除ですよ、そういうことです。「新しい公共」方式というのは、1度行政に納めた税金の一部が来るということ。

有竹さん

それは、ネーミングは何ていう、その例外の名前、わかりやすい。

佐々木さん

違い、そういうものの違いの名前というのは、ちょっと僕も専門用語というか、その名前というのはなかったように記憶しているんですけども。

ファシリ

市川市の1%条例に近いイメージでしょうか。

テーター

(能率協会:白鳥)

佐々木さん

そうですね。あれに近い。

例えばニューヨークのセントラルパークは、あれはロックフェラー財団の持ち物なんです、すべてが。ただ、あそこの部分は、ニューヨーク市に対してすべて自分の持ち物を奉仕にする、2日だけロックフェラー財団だけのものになる日があるんだそうですけれども、それ以外はすべて奉仕にするということで固定資産税、法人税をニューヨーク市に払うことを免除されているんです、ロックフェラー財団は。そのかわりにそういうことをやっている。

長島さん

(市職員)

1つ疑問なんですけれども、NPOって単一の市町村だけに属し成り立ってないときがあるじゃないですか。さっきの税金の話もその辺で支えて、複合体だとどこにどう免除というのも難しいかなという単純な疑問です、済みません。広域で、動いているNPOがいるのでは。

濱村さん

今までだって全国ベースでやって都道府県になったけど、逆にやろうという話だから、もし可能だったら仮定の段階でそういう不都合は起きるかもわからないけど、いま一つ私は今言われていることがよくわからない。

幸村さん そういう仕組みが今、佐々木さんがおっしゃったような仕組み、いわゆる市民、住民が公共サービスを選ぶと、選んだほうに金を出すという仕組みがどンドンどンドン世の中にわき上がってくれば、当然今おっしゃったようなね、何ていうのか、地域をまたがったNPOの活動に対してだれがそれを支えるのという制度はやっぱりちゃんとつくりなないと問題だねという時代になるんでしょうね、きっと。

長島さん
(市職員)
ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

行政の区域割りじゃなくてそういうふうに複合型になると、行政も複雑な制度が必要になってくるのでは。

私たちの逆に何らかの登録制度みたいな。

佐々木さん そのために、逆にその市民団体、NPOはディスクローズを、より多くディスクローズしなきゃ、より透明性を深めなければ、要は、すべて公開することによって活動が、何%が例えば藤沢市で、何%が茅ヶ崎で、何%が平塚なのかといえ、行政もそれに合わせて、要はNPOからの法人税を分配できるし、それが不可能であれば県民税にすればいいわけだし、県またぎもしくはもう州になるかもしれないですから、州またぎになれば国税でその辺を調整すればいいとかという、ここは出てくると思いますが、

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

技術的になると話がよそに行っちゃうので、考え方としては市民がNPOを選んだりつくったりとかということも含めてその何か仕組みをつくっていきましょうというところまでにしておいて。

幸村さん いや、少なくとも私が提起した問題は、要するにそういう範囲までを市民参加と解釈するかどうか。お金を出すと、市民がああ団体の活動資金として寄附しますという行為がまちの市民参加という領域の中に入る行動かどうかということを決めようよと、意識しようよと。いや、そうじゃないんだという定義にするのか、そうなんだという定義にするのか、それによって条例でそこをどういうふうに表現するかというそのことは必要になってくると思う、多分……。

村上さん ちょっと今のお話で気になったのは、自治基本条例が、基本理念があつて、基本原則があつて、最終的に16条の規定があつて、それで市民参加条例をつくらうということになると、若干今、議論になった部分は少し広くなっちゃうのかなということが、気になっています。

幸村さん だから広がるんだから、新しい行為なんだから、それを広げた状態で、それを市政の活動範囲というふうに定義して、この条例を市民参加条例としてつくりますよというスタンスに立つのか、それを否定した市民参加条例にするのか。

村上さん そこまで広げた市民参加条例というのを仮に想定すると、今の自治基本条例がベースにあると、それは間違いないですね。その下にぶら下がるイメージになると思うんですけども、そのどこの位置にぶら下がるのかということ、少しその領域が広がっちゃうのかな。

幸村さん もともとぶら下がって、基本条例を親にして子どものその参加条例というのは私の考え方なんです。佐々木さんはそうじゃないとはおっしゃるけど、気持ちはわかるけど。だけど、じゃあいずれにしても市民参加をさせると、するという権利は基本条例でうたっているわけでしょう、明らかに。

村上さん うたってますね。

幸村さん だからその基本条例で定めている市政という活動、それに参加するのが市民参加だから、定義では、そうでしょう。

村上さん いや、定義だともうちょっと狭めちゃってる。

幸村さん いや、そんなことないよ、よく見てよ。逐条解説まできちっと読んで市政とは何だかってよく見てよ。

村上さん 市政は定義規定がありますから。

幸村さん あって、その中で市民参加が権利として認められますよということでしょう。

村上さん そうですね。

幸村さん だから認められる権利の幅が、範囲が、要するに市政というのは何だと。

村上さん 団体である市が行う活動の全体という部分で。

幸村さん だとしたら今度は「新しい公共」という考え方で、これはもう行政ギブアップで、行政がやる公共の範囲ではありませんと、そこはできませんと、今までやってきたけどもできませんと、NPOあるいはその地域でやってくださいと、これは「新しい公共」の考え方ね。そうしたら、今までやってきたことはできなくなって、私はここまですとバックするんだから、市政というものをバックするの、もともとやっていたところまで市政と考えて市民参加させるの。

蔵前さん 私は、市民参加条例を整えるというか、きちんとした形のものにしたいためにワークショップに出たんですけども、それに変な話、今の市政がある意味整ってない部分といったら変ですけども、いろんなものがある、きちんとしたものがあるようでも、市民にとっては、市民に、どう言ったらいいのかな、返ってこないと言ったらいいんでしょうか、そういう中でかわりになるものを持ってくるわけではないんでしょうね。市民参加条例を整えていくために、NPOで代替をして市政を整えていくということではないんですよ。ちょっとすみません、私が理解できなくて。

ファシリテーター (能率協会:白鳥) 後退するという話じゃない。

蔵前さん じゃないんですよ、NPOというものに目を向けましょうということですか。すみません、私の理解度がなかったもので、前回半分抜けてたものですから。

濱村さん この話ですっと続けるとほかの話ができなくなるんだけど、そこら辺、どうしますか。

有竹さん すみません、よくわかってない感想レベルなんですけれども、こういう考え方って今までは持ってなかったんです、私自身は。だけど今日聞いたらすごいおもしろいなと思ったし、それから、これがどういうふうにできるかわからないけれども、できないというか、これをするためにはどういうことが整ったらできるのかというのは、並行しながら考えられたら楽しいかなっていうのと、何よりこのアンケートに答えようとする普通の人たちというか、ここに参加してない人にとってすごく魅力的なテーマ、一番何か目が見開いて、それって何って一番聞きたいことってむしろここじゃないかという気が今したんですよ。私の友人とかにここに参加しないかっていっぱい誘ったんですけども、だれも一緒に来てくれなかったんですけど、彼女たちにこの話をしたら別な意味で目が輝くだろうという気がしたんですよ。これは関係しているわけじゃないからそういう課題もいっぱいあるだろうし、単純に寄附とかファンドと

かというのだっていろいろあると思うけれども、でもだめというんじゃないくてどこかに並行しながら考えられたらいいなと。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
濱村さん

だから、おさまるのが、ここの条例の条文の中に全部がひょっとしたらおさまらない部分も出てくるかもしれない、先程の新しい条例とか、そういうところもあるけれども、考え方としては前向きに考えましょうということで、そこは。

単純に言うとな、3年後の自治基本条例改正のときにもっときちっとするかどうかということで、今の技術論で、今のぶらさがりがあるとか、私はよくわかりませんがけれども、そういう問題じゃないような気がするのが第1点。

それから、「新しい公共」とは何ぞやというのは、もうちょっときちっと議論しないとわからない。今の「新しい公共」は、ちょっと行政がしくじったものを市民がまた税金、法律で税金を取る権限を与えながらしくじったから市民がやるという、そんな単純なものじゃないということ。

それから、一方で具体的な話で、今コミュニティ制度の中で、うん千万出して地域に任せるといふ茅ヶ崎市は豊かな財政力を持っているわけだから、そんなことを言うんだったら、もうちょっときちんと全体的にこの問題を考えないと進まないような気がします。非常に大ざっぱな言い方で申しわけないけれども。

濱田さん

確かにそうですね、今、市民提案型と行政提案型と2通りでね、トータル1,000万でそれぞれ提案されて、それでお金を分配しているわけですよ。それも1つの方法だろうと思うんですけども、私の考えとしては、やはり「新しい公共」という言葉を市民参加条例の中に、今後どうなるかは別にしても、1つ加えておいてもいいんじゃないかなと。考え方としてですね、私はそう思います。

佐々木さん

すみません、ちょっと幸村さんのお話に、ちょっと答になっているかどうかかわからないんですけども、金さえ払っておけば、それで市民参加なのということの回答でね、その自治基本条例、今の現行の自治基本条例では、納税者って含まれてるんです、市民の定義に。要は、納税者って、金さえ払っておけば市民なんだろうというような考え方を持っている人、それをだから市民参加の中で市民として認めていいのという話が1点と、要は金さえ払っておけば公共に参加しているだろう、要は税金を払うことが市民参加の第一歩になっているという解釈をすればそれも市民参加だろうという考え方が2通りあるよと、市はどっちを選択する、これから基本条例を改正するに当たってどっちを選択していくの、これだけ不都合があつてどっちを選択していくのという部分は問題提起でありますよねという話だけ、すみません。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

根っこのところですね。では、1回NPOについて話を切って、新しい手法でほかに何か。

濱村さん

いや、新しい手法じゃないんだけど。

ファシリ

既存のほうですか。

テーター

(能率協会:白鳥)

濱村さん

いやいや、既存でもないけど、茅ヶ崎でやってないということで、お聞きになった方は多いだろうと思うんですけども、今、消費者庁長官の福嶋さんが去年の10月に講演したときに、かつて我孫子の市長だったときに、年度ごとの予算について市民から意見をとって修正をして市の予算をつくり上げるということをやっていたら

やったという、それは定着しているみたいなお話がありました。事業と予算というものをやっぱりそういうものでつくっていきけるような、要はネットワークはインターネットがありますので、ない人はちょっと参加できないという問題はありますけれども、そういうことを具体的に参加の形としてやる、これはあくまでも今までの手法の延長線で行政施策に対する市民の参加なんだけれども、切り口がちょっと違うということで、そういう意味では、非常に具体的になるけれども、市の広報紙なんか市民が参加してつくり上げるという、そういうものが1つあるという、これを是非ともそういう形で実現していきたいなと。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
濱村さん

広報……、市民から市民への情報提供みたいな。

いや、内容自身が、今日はやたら市民の目線という話が出てたけれども、広報ちがさきは私が見る限りは市民の目線じゃなくて役所の勝手な編集で、順番で8面を勝手に割りつけてるという、非常にひどい言い方ですけども。この間、6月1日号に出た自治基本条例の報告なんか見ても、あれは何、あんなことでわかりやすい自治基本条例にするとか言っているけど、あんなのでわかる、理解できる人はすごいなと思ったり、要は、具体的な場面で情報が的確に、市民が欲する情報が流れてないというのが私の考え方なもので、もうちょっと市民がしっかりチェックできる、比較できるようにつくっていったらどうだろうかということでございます。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

もう一つは予算編成への参加ということですかね。

濱村さん

予算と事業ですかね。予算があれば事業は当然くっついてるんですよね

ファシリ
テーター

その検討段階にも市民の意見をという理解でいいわけですね。

(能率協会:白鳥)

濱村さん

だから自ずと意見を限定されると思うんですけども、インターネットでやればできると思います。

佐々木さん

ごくごく希な事例かもしれないですけども、岩手県のスミヤマ町は予算編成会議に市民を傍聴させているところまでやっている。

予算編成の場まで市民というか町民になりますけれども、入れさせました。そういうことはね、だから条例で要は絶対にできないわけじゃなくて、市の考え方が変われば全部公開できるんですよ。

濱村さん

いや、我孫子市でやってるから絶対できるということですよ。

佐々木さん

そうそう。

濱村さん

ちょっとくだらんことをもう一個言いますとね、その広報ちがさきを市民編集会議をつくらせてくださいと言ったの、これは意思決定するのが大変だからできませんって最初言ったんですよ。何言ってるんだと。まあそれ以上食い下がらなかった。だから、それはありますよ。今までのやり方だったら意思決定だ何だというのは、役所の中のルールを崩してやるんだから、だけど予算について我孫子市でその大変なことを工夫しながらやってきてるといのはやっぱり大きいな、できなくはない。すぐやれとは言わないけれども、そういうことが実際にできてるんだからやったほうがいいと。

幸村さん

首長の意思1つでしょう。

濱村さん

そういうことですね。

幸村さん

再選された首長がその気になるかならないか、それだけです。

佐々木さん

基本的な考え方になると思うんですけども、これ、僕は自治基本条例のときから市民参加だとか協働の部分で出たんですけども、平時と、要は普通の状態です。回っているときの行政とね、それから、どうしてもボランティアを入れなきゃならない今回の東日本大震災の被災地みたいな状況になったときの状況の市民参加と、全く性質が異なってくるし、さばき方が異なってくると、その辺はやっぱりその条例本則ではなくて細則でもいいから、平時はどうするんだ、非常時にどうするんだというのは、そういう形での市民参加をさばいていくのであるというのは、オーソライズしていかなくちゃならなかったら、今回も被災地で混乱してますよ。阪神・淡路の際もかなり混乱したし、中越のときもかなり混乱しててます。今回もそれ、同じような、この先も今度は東海地震の想定被害地域に指定されている茅ヶ崎市は、その部分でさばき切れるか切れないかというのが、市民参加条例としては、ちょっとこれ、今の状況で、3.11以降の状況では非常に考え方としては必要になってくるんじゃないかなということ。

ファシリ

非常時の対応の検討が必要だと。

テーター

(能率協会:白鳥)

佐々木さん

膨大に押し寄せてくるボランティアをどうさばくかとか、物資をどうさばくかというのは、これはほんとうにやっておかなきゃいけない。

濱村さん

具体的に見てないんだけど、3月11日以降、市では500項目の問題を整理して各課でやるって言うてるんだけど、それはちょっと見てないんだけど。

佐々木さん

防災計画の。

濱村さん

見直すって市長も胸張ってきてるんだけど、そこら辺との関係も含めて、いや、だけど基本的なところは本当にね、佐々木さんがおっしゃるようになってきているかどうかというのは、きっちり具体的に提案していったほうがいいんじゃないかな。

佐々木さん

もうボランティアをさばき切れなくて帰すなんていう話は、まだ今回東日本大震災でもやってますのでね、それがほんとうに許されるのかとか、本当に地域、被災している住民が困ってるのに許されるのかとかいうね。南三陸町みたいに市全体が崩壊しちゃって、行政も組織も全部飛んじゃった状況でどうやってボランティアを、そこでやっぱり市民参加、市民活動って必要になってくる、キーマンが必要になってくるんですけども、それをどうコントロールしていくのかというのは、やっぱり必要になってくると思うんですよ。

濱村さん

だけどあれは力関係ですね、あれを見てると。仮設にしっかり、今使っていない部落単位で入ろうという意思表示したところはちゃんと入れるし、そうじゃないとばらんばらんところのはもう、特に南三陸町なんかは悲惨な状態ですしね。

ファシリ

今の話は非常時のところの検討が必要というところで、あと新しい手法として…

テーター

(能率協会:白鳥)

有竹さん

非常時に関連してなんですけれども、そこに何しろ早く正確な伝達とか、情報が末端にまで行くというのを並行して、まず討議されたことがすぐに、より早く生かされる方法とかシステムとか、ところがねとか。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
有竹さん

その部分は普段も含めてどう情報を共有していくか、情報提供のことですよね、そういう理解でいいですかね。

あっ、そうです。じゃないと、普通の末端市民は何だか全然わからないうちにまた次のテーマがあったり、一体どうなったんだろうというだけで、実益が少ないというか。だからやっぱりそういうのが早くわかってほしいし、よりいろんな手段を使ってわかりやすい方向でというのを、何かをどこかにちょっと入れてほしいというのと、あとちょっと質問なんですけれども、ここにNPOの育成支援という、ちょっと意味合いが違うかもしれないんですけれども、私、2回休んでいる間に一生懸命いろんなことを見てたんですが、その市民参加ということ自体がどういうことかわからなかったりとか、そんな全然考えてない人とか、あと何かきっかけで地域の何かが変わったときに、ああ、そういうことを市民が言っていてよかったのかどうかかって言われたことが何回かここあったんですよ。そのときに、どのレベルが市民参加なのか、単純に市税のサービスが受理されたことだけなのかよくわからないんですけれども、その市民の意識としてどこまでやれるかという、その、何て言うんだろう、勉強みたいなというんですか、広く捉えればいろんな講演会とかっていうのはみんな結びつくんですけども、市民参加ということがもっと行使できるための勉強、広い勉強がいろんなところに設定されているようなことを並行して考えていけたら条例がもっと生かされるかなって、活用されるかなっていう気がしたんです。本当に何かね、ここに来ていろんな人の意見を聞くと、あっ、そこまで考えてるんだったらすごく差があるなって思うんですよ。私と皆さんと内の近所の人としゃべってるときの、すごく差があって、もちろん先の方がどんどん言ってくると全然、全部がアップしていくというのはあると思うんですけれども、一市民として、市民定義は広いですけども、もっともってこんなことができるんだといったことがわかるというようなその勉強ですか、言ってみれば大学講座じゃない市民講座みたいなものが日常あるといいのかなと。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
濱村さん

基本的な考え方の中で、より広い市民参加という部分で、その拡大の工夫と。いろんな人が出てくれるような、初心者からベテランまで。例えば市民参加の勉強会とか、そんな考え方でいいですね。

私ね、それ、必要なんだけどね、アンケートのところで申し上げただけですけども、今までは聞くだけで何にそれを使うかって非常に明記されてないから参加しても意欲がわかりませんよ。やっぱり参加して、ああ、行った甲斐があったなというシステムをつくらないと、ただお聞きします、結構でございましたというだけなら。それをきっちりまず今の狭い範囲の市民参加でもつくって頂きたいと私は思います。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
濱村さん

意見の取り扱い方法ということですね。

パブコメにしても審議会にしても何にしても全部、そのことがはっきりしないと、裁量権は全部行政がきちっと握ってて、はっきり、私流の荒い言葉で言うと、行政は勝手にできると、これじゃ市民参加の「し」の字にもならない。まず、この生かした件を、生きるかどうかは、今行政ではこういうふうを考えてますからあなたの意見は生かせませんなら生かせませんということをはっきり言うべきであって、それもね、

ただ言わせておしまい、だからガス抜きだって言われちゃうんだと思うんです。そこから辺をいろんな面ではっきりしてほしいなというのを。

蔵前さん

市民参加が、すみません、話を折って、市民参加がだんだん減っていくのはね、どうせやったって同じということは、私、どうせということはここから聞きますね。それで、私ごときがやったってどうにもならないじゃない、いつも同じように流れていってね、市民の意見なんか取り上げられたことは1度もないとか言う人もいるし、私はそういう中でこうやって、いや、私は聞いてくる、見てくるって思ってる。だけど、そんなことを思う人はそんなにいないから、私はきっとばかだったんだと思うんですね。だけど、でもたくさんの方が、今、有竹さんがおっしゃったみたいに、いろんな方の意見を聞いて自分も元気になったり、ただ言いたいのは、その意見が生かされている状況が見えてこないの、それが広報に載ったりすれば、だから市民が広く知ることができるんですよ。あの意見を出したのがこういう結果が出たのかというのは見たことがないんですよ、広報や何かでそういう、どこの場でもこの意見がこのように何でこうなったとかいう結果を全然見たことないから、そういう細かい手法とか、何ていうのかわからないんですけども、何ていうんですかね。

市民が参加しやすいようなきっかけはどこかでもつけて頂かないと、どんどん減るばかりで。

幸村さん

本当はね、本当は今おっしゃった、蔵前さんがおっしゃったきっかけというのは非常に重要で、本来茅ヶ崎市では、そのきっかけは自治基本条例だったんですよ。それが今ああいう状況だから、きっかけにも何にもなってない。だから、今、きっかけがないから市民は右往左往するだけなんです。どんどん興味を失って市民不参加になってくるわけ。それでね、1つのキーワードをちょっと提案したいんですが、やっぱり基本条例ができたということはね、もう行政も市民も頭を切りかえなきゃだめよ、あのとおりやりましょうよと決めたんだから、決めたとおりのことをやりましょうよと、そういうことなんだろうと思うんです、基本は。だけど、それもなかなかできないから、私の具体的な提案は、今、行政の中に58課か何かあるんですよ、部署が、課の数で。その中の1つでいいから「市民の味方課」という課をつくるんです。味方というのは敵味方の味方ね。これはもう100%行政の職員だけでも市民の味方をする。そこにみんなこの市民の声を集めるんですよ、いろんなルートで出てくる市民の声を。市民の味方ですから、これをやれとこうやるわけですよ、行政の中で、そういう課をつくったらいい。それで、部長はいない、課長はいて、山田課長がいて、それで部長がいなくて、その上役は市長、直属、そういう権限です。その唯一の茅ヶ崎市の候補がね、市民自治推進課なんですよ。それはもう「市民の味方課」、全員が。そこへ問題を持っていけばみんな対応される。

廣瀬さん

我々は、みんなそういう気持ちで動いています。

幸村さん

それじゃあだめなの、そんなことは絶対信じない。

絶対信じない。それですばっともう現市長で8年間だまされてきたんだから。

廣瀬さん

そういうイメージを持たれてるんだったら、名前を変えたところで変わらないですね。

ファシリ

今の話とちょっと近いのが、政策提案みたいなことがあって……。

テーター

2人とも何かご意見出てるんですけど。

(能率協会:白鳥)

濱村さん

私に言わせてください。私の場合は、大和のパクリです。大和市の条例の、大和市の条例にはちゃんと政策提案ができるように条例で位置づけてある。あれは10人になってるけど、それがいいかどうかは別にして、要は政策テーマできちっと考え方をまとめて提案すれば、実施するかどうかは別にして、検討してやらなくちゃならないという前提になると思いますので、そういうものをきちんとつくりましょう。今までの市民参加というのは、行政の枠の中であれはいいとかこれは悪いとかというふうな考え方じゃなくて、もっとそういうふうな我々の考え方をストレートに出す場面、それを起点に徐々に広げていきたいというのが私の考え方です。

佐々木さん

元に戻っちゃうかもしれないですよ。さっきのアンケートのところで僕は言ったんですけども、地方公共団体において国民は集団自治と住民自治を認められてます。要は、地方公共団体、公共団体というのは、その委任を、市民が委任をした中で代理執行してくれているものなんです。だから、本来は市民が、市民の総意でこういうことをやってくれる、こういう条例をつくってくれということに本来はこたえなきゃならないけれども、今までこたえてこれなかった。そのために自治基本条例をつくって、市民のための行政なんだということを明確にしましょうということ、まず自治基本条例をつくってやったわけですね。次に市民参加ということは、住民自治、要は委任事務をお願いしていた公共団体の事業のうちの幾つかをもう一回市民の手でやり直しましょう、市民の手だけでやりましょうということで市民参加という、要は最初は行政と組まないとやっていけないから行政と一緒にやるための市民参加ということになって、市民参加条例というのをつくるということになったんです。だから、市民参加条例というのは、要はその住民自治、本来の住民、国民の自治権を取り戻すというか、本来のあるべき姿、日本国憲法にあるべき姿に戻るための1つのワーキングトレーニングみたいな、ワーキングトレーニングのマニュアルとして考えていかなきゃならないとすると、その「市民の味方課」だとかという以前にすべてが市民目線に立つための勉強を行政もしなきゃいけないし、市民もどうやったら要は公的なサービスを自分たちが自らの手で行えるんだという見方ができるのかという勉強、見方を勉強するための条例であってほしい。それが基本的な考え方だと僕は思っているんです。そこの部分で、市民参加条例ができたから、住民も行政職員も目線を一緒にの共通言語でお話ができ行動ができるような形にしましょうよということが住民参加条例のもともとの基本的な考え方というか、目的にあればいいのかなと。茅ヶ崎市のそれはまだまだそういう考え方が、官業という考え方に近いような考え方を、若手はそうじゃないかもしれないけれども、課長になり部長になってくると徐々にそういう考え方に固まってくるので、そうならないような形で我々はやっていくと、我々はもう一回、幸村さんが言われるようにもう一回作りかえようとしていることで市民参加条例を成形していくという考え方でいいんじゃないかな。理想です、これはね。

有竹さん

そのほうがすごいわかりやすいんですけども、初心者としては。

佐々木さん

実情は違うでしょう。

有竹さん

でもそういう説明じゃないですよ。だから、これはとってもいいようなんだけど、そこが難しいと思っちゃうんです。

佐々木さん

そう、難しいんです、と思う。

有竹さん

そういうふうな言葉のほうがわかりやすい。でも、それをそのまま出しちゃうと、

やっぱりちょっとどこかで。

幸村さん

だから、何かやろうとするときにね、やっぱり行政が原案をつくっちゃだめなんですよ。

有竹さん

だけど幸村さんもつくったんじゃないですか。

幸村さん

いやいや、一緒にはつくったけれども、だってもう原案ができた後で、何か意見を言うから、意見を言えっていうから言うんであって、原案そのものは行政が100%つくってるわけですよ。そうするとこういう口調で書類が出てくるわけ。だけど、市民がつくれれば市民の世間話の口調で文書ができますから、もっと日ごろ使い慣れた言葉で耳障りよくそれが理解できるという原案ができるんじゃないですか。だから、とって市民が全部やったら大変だから、そんなことできっこないから行政にお願いするんだけど、初めから一緒にやりましょうよと、それが協働でしょうと、こう言って仲良く一緒になってやれば、もっと手早くわかりやすいアウトプットが出てくるわけですよ。

佐々木さん

いや、だけど、ほら、自治基本条例のときにね、その骨子案まで持っていくのに、市民にもわかりやすい文章だけでも、ちょっと行政チックに条文化できるような骨子案にしようねということで、そういう得意な連中が集まってつくったんです。そうしたら、今度は行政がね、その責任者が、これはこのままだと条例にこのままいちやもんつけられないでなっちゃうから、根底から変えようって言って文章を最初から変えてきちゃったという姑息なことをやるんで、その辺はね、要は市民と行政のせめぎ合いだと思いますけれども、その辺、だからできないように、行政がそうじゃなくてやっぱり市民、それこそ味方課じゃないですけども、市民の側に立ってくれなかったらできない。それがやれないのであればそのトレーニングをして、そのトレーニングをした人材が最終的に課長、部長になってくれるような状況をつくっていくことをしながら作戦を立てていかないといけないんじゃないかなという。そのための市民参加条例であってくれればいいというのが僕の意見です。

濱村さん

私、環境基本条例の改定のときに、そういう意味では初めてそういうのに参加して思ったんだけど、文章をつくったのはコンサルタントなんですね、行政の人は全然考えてないんです。誰かさんがいらっしゃるから言っちゃって悪いけど。だから、そういう意味じゃ、コンサルの方もいらっしゃるからなかなか言いづらいんだけど、私のささやかな仕事の経験だと、直接そういう市民とかと接点はなかったけれども、金もないということもあったけど、まとめるのは事務局がまとめてやるだろうと思ってたから、行政の人はちゃんとおまとめになる、市民の意見を、それをおやりにならないから、どうもいつまでたっても何か話がまとまらないんじゃないかなと、ざっくばらんに言うと。もっともっとそういう苦勞をするということと、市民との接点が非常に少ない、それがおかしい。それはコミュニティ制度をつくったときには、一時棚上げに今なっているんですけども、関係課だけど、市民と接点を持ちながらあの制度案をつくったならいいけど、全然それ抜きに机上か何か知らないけどつくっちゃったものだから、もう猛反発食らっちゃって、自治会連絡会か連合会か知らないけど、あれが先頭になって反対しちゃったというのも、茅ヶ崎にとっては珍しいことだろうと思うんだけど。だからそういう意味で、本当に市民との接点が少ないなという感じがします。だからこういうものを通じてもっと市民との接点が多くなるような仕事の仕方をどうしたらできるかというのは、我々市民側にとっても課題だなと思うんです。

佐々木さん

それは僕は濱村さんに賛成で、僕も何本か条例、計画、つくるのに参加したんだけど、その条例案ができました、計画案ができましたってつくったのを、だれがつくったんだ、これという、全部が全部コンサルがつくって、コンサルのとおり、コンサルのつくったものだからすばらしいんですって市の職員が言うんだよ、言ったんだよ、という話があって、だけど、これ、茅ヶ崎市に合っていないでしょうって言うと、いや、だってこれが理想ですから。それってやっぱり茅ヶ崎市の現状を見てないし、白鳥さんが隣にいる前で非常に言いにくいんだけど、少なくともじゃあコンサルに丸投げするんだったら、茅ヶ崎市の実情を2カ月間ぐらい精査する、精査して、フィールドワークで調査してからコンサルティングをさせるようなぐらいのものが、要は仕様書に書かれているような、仕様書に書かれてやるような状況で丸投げするならわかるけど、ちっともそうじゃなくて、ただコンサルが言っていることをすべて受けて、これで案どうでしょうってあれするからろくな計画にもろくな条例にもならないでホコリ被っちゃうという状況が今まで繰り返されてきた。であれば、もっとやっぱりその行政職員が市民と一緒にになって、こういう市の現状はこうだからこういう案をつくってくれということ逆を逆にコンサルに投げかけられるようなね、そんなことをやるか、やった試しが茅ヶ崎市、白鳥さん、ないでしょう。そういうね、みんな逆に白鳥さんが提案するでしょう。そうじゃなくて、提案をして、提案がされ過ぎて困ってしまうような状況でコンサルを使うとかね、そういうことをやってくれるような行政職員を育てていかなきゃいけないわけですけども、それができない。だから、それを今度は市民参加と一緒にやっていくということだと思いますね。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

濱村さん

施策の計画時から市民参加をとるところと、これと近い話ですよ。

ちよっともとに戻って申しわけないんだけど、パブコメのときにも申し上げたし、審議会のときもそうなんだけれども、審議会は多様な人がいるけど、特にパブコメとかそういう市民ができる場合には、どういう基準でこの意見を採用するかしないかというのを明らかにして募集をして欲しいし、結果も公表して、ただいろんな形でそういうものをやっぱりきちんと事前に明らかにしながら市民の意見をやってほしいなと。

次は、だからパブコメでこの問題で意見を聴取しますと、するけど、結果は何かペラペラと何か好きなことが、私に言わせりゃ好きな言葉を書いてあって、できませんという理由をつけてるに過ぎないんだけど、どういう問題があったら採用できるかというのを基準をきっちり、それは大変な仕事だと思うけど、それは私は行政の仕事だと思ってます。

佐々木さん

でも、ほら、恨み言みたいな話になっちゃいますけど、職員は忙しいし、市民だってそんなに力はないだろうから、じゃあ計画をつくる、条例をつくるってだれがつくるんだよって、そうなる最後に開き直るのが行政職員です。だから悔しいからおれつくっちゃった計画が1本とか条例が1本あるんですけども、それには、そうじゃなくて、市民と一緒に知恵を働かせていけば、逆にコンサルはアシスタントとして、こういう資料がそれだったら出ますというようなアシスタントとして使うような形になるわけですよ。そうやっている地方公共団体は幾らでもあるわけですから。少なくともそういう形に近づけていくことが、要は行政に、行政には市民参加ということ

での行政職員の考え方を変えてくることだし、市民もそれなりに成熟して参加できるような形になるわけだし、そういうことを、要はゼロの部分から参加するということなのかもしれないですけども、やっぱりやっていかなきゃいけないし、そのためにはちゃんと行政職員と市民が向き合えるように、向き合えるような参加制度をつくっていかなきゃならないんですけども、今の市民参加の制度って、決して正面から向き合って議論ができるような参加の仕方というのがあるかといったら、ちょっとないよねという話なので、それをだからちゃんと向き合って話し合いができるような形態にしていくことが市民参加条例の、やっぱりこれから既存のものの市民参加の基本に関しても、それだけでもつくっていくというのが市民参加条例をつくる意義だと思うし、そこをつくり込んでいかないと、市民参加条例がまた無駄な条例になってしまうって僕は思っているし、それをつくっていきいたいなと思っています。

濱村さん

いきなり恐縮ですが、今、佐々木さんが言った意見について、廣瀬さんはどう思いますか。

廣瀬さん

いや、そのとおりでと思います。考え方として、向き合って話し合いをする気持ちというのは、今までできてなかったという感じになるわけですが、責任があるのかなとは思んですけども。お互いに多分、理解しようとする姿勢がもしかしたら足りないところがあって、行政のほうも意外と今まで市民参加というのは全然やってこなくて、行政だけでいろんなものをつくったと、そこに新しい人が来て、その新しい人のことをよく理解せずにいっちゃおうというのが問題なので、もうちょっと改善が必要かと思います。

濱村さん

ざっくりばらんに言うとね、これが始まったときの感じと、10回目になるけど、少しは変わった、それはあります。

抽象的な言葉プラスやっぱり同じことになるけど、日常的に議論してまとめていくという機会が少しでもあれば時間をつくるかなというような。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

そろそろ時間ですけど、Aグループとしては、10-4の資料がありますけれども、これに今日の議論を要約の中につけ加えていくと。それから、グループ討議の模造紙の資料と、各委員からご提案頂いた資料をここに付けているんですけども、この形でAグループとしては報告という形でどうかなと思っています。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

4-2. グループ討議 (B班)

ファシリ
テーター
(能率協会:前原)

では本日もよろしくお願いたします。

一応きょう、このA3で再整理したものがございます。前回もいくつかお話が出ていましたので、それをちょっと加えております。それが、一応下線を引っ張っているところで、手法2のヒアリング方式、手法3のモニター方式のところで意見を追加させていただいております。

ヒアリング方式のほうでは、聞き方によっては誘導されるおそれがあるというのが、ヒアリングでもモニター方式でも意見が出されていて、ヒアリング方式に関して、アイデア、提案といったところでは、例えば公平性の観点から、市民も設問をつくる段階とかからかかわるといいのではないかとといったところがありました。

モニター方式のほうでは、基本的な考え方・課題認識のほうでは、実際に67名の登録があったということですが、数として、全市的な意見として扱えるのかどうかという課題が残ったというご意見がありましたし、アイデア・提案については、モニター方式なのでどんどん数を増やしていく、継続的に行って数を増やしていくことで、結果的にサイレント・マジョリティを減らすようなことにつながるのではないかとご意見がございました。

あとは、モニター方式のほうでも、やはりつくる段階から市民が参加するということが大事ではないかというところで意見が出ていたかと思えます。

今日は、まずは前回どういうふうに進めていこうかというところで、まずは空欄になっているところを埋めるということと、これら以外の市民参加の手法があるかどうかといったところ、まずはそのあたりについて意見を出していただければと考えております。

もちろん、ちょっとここはまだ足りないというところも、意見をいただいてもいいと思います。まずは、空欄を埋めるというところがありましたので、手法6、手法7あたりで、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。シンポジウム・フォーラム、あるいは公聴会・説明会という手法について。

和久さん

時間がもったいないから口火を切りますが、手法2のヒアリング方式のアイデア・提案のところ、設問の段階から市民がかかわるという問題に関連して、こうした問題点はほかのところ、例えばパブリックコメントのつくり方とかアンケートのつくり方等々、ほかのところにも同じような問題があるのではないかなと思います。

ただし、全部市民が関わることができるかという、パブリックコメントにもなかなか答え切れないという意見が出たことがあると思うのですが、やはり全ての場面に市民が参加するということのをどのように考えるか。やはり限界があると思うんです。

そういう意味では、重要な問題にできるだけかかわるということで、これらは検討する余地が十分あると思うのですが、一方では、日常的な仕事も含めて、職員の皆さんがやっているわけですから、その中でアンケートをつくるということが当然あります。

ですから、市民の目線でその職員の皆さんが設問をつくることができると。ここがやはり大事になるんじゃないかと思うんです。そういう方向に職員の意識が

しっかりするということと、その裏づけとしての自治基本条例や市民参加条例の内容が関わっているというふうに、今、僕は、実は思っています。それは全ての手法に関連するのではないかと思っています。以上です。

青木(洋)さん

市民討議会についてなのですが、ここにいくつか問題提起がなされているのですが、実際にその市民討議会に出た方とか、傍聴された方とか、行政の方もどういものだったかというものを目の当たりに認識されていると思うんです。

でも、そこに参加しなかった、あるいは聞きづてでいろいろ情報として知っているレベルでは、例えばこの市民討議会が市民参加の手法として本当に良いのかどうかという判断が、こういった材料だけではちょっと難しい。

例えばこのワークショップに参加されている方は、少なくとも条例の策定に関心のある方ですから、例えば市民討議会の傍聴する機会を紹介していただくとか、例えば傍聴しないまでも、過去に何回かあった市民討議会の検証、報告、例えばこういうテーマでこういう意見が出ましたとか。

確かに、1日だけでどうかとか、いろいろ問題点も指摘されていますが、でも、そのとき限りでも、建設的なご意見を言う方だっているかもしれないし、それはそれとして意見としては重要なこともあったのかもしれない。これは想像ですが。なので、それはテーマによって違うと思うのですが、それも含めて、どうだったかという検証や報告がないままに、この場でこの討議会はどうでしょうと言われても限界があると思うんです。意見を出すのに。

ですので、例えばこういうワークショップが開かれるようになって、例えば今回も幾つかありますが、市民討議会はこういうものでしたと。こういう検証もこういう評価もあるけれども、ある程度の状況を示していただいた中で、ではこのワークショップで、市民参加条例の中にどう位置づけていくかということの検証が初めてできるんじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

山田課長

確かにそうですね。市民討議会はあまり皆さんご存知ないでしょうから。それは去年のまとめが出ていますから、それを出しますよ。

青木(洋)さん

ほとんど知らないし、制度は知っていても、その現場で、市民の方がどんな意見を出されているかということとはわからない。それが一日二日だったとしても、それはそれで継続的にやるものと単発的にやるものの意義もあったかもしれない。これは推測ですが。

だから、そういう検証とか反省をちょっと示していただくと、私たちも考えることができる。

山田課長

ほかのとは違って、これはやはり新しいやり方だから、皆さんあまりご存じないと思います。確かに。今、青木さんが言われたように。

青木(洋)さん

一部の人しかわかっていない。

山下さん

これ、市民討議会というのは、地区ごとにやるやつですか。

山田課長

違います。全市の中で800人を抽出して、案内を出す。趣旨等を書いて。

青木(洋)さん

800人もやるんですか。

津城さん

800人送って、回答をいただくんです。参加の承諾をしていただく方は返信してくださいというふうにして。

山下さん

それで、結果的に何人になったの。

津城さん

承諾していただいた方は今回8%ぐらいで、ほかの市に比べてすごく高いので

すが、60人ちょっとです。そこから討議するためにまた36人に絞られます。市民討議会という手法の特徴として、市内の人口の年齢構成と合わせたような形に調整をかけて選ぶといいますか、抽選をするという形をとっていると伺っております。

和久さん ちなみに、じゃあ昨日のやつをちょっと教えて。800人、無作為抽出ですよ。乱数を発生させる格好ですか。無作為のやり方は。

山田課長 多分、住民基本台帳の中から、たしか二十歳以上という条件を与えて、その中でどういう方式かはちょっとわからないですが。

和久さん 多分、コンピューターで乱数を発生するとかでやっているのかな。

津城さん そうですね。

和久さん で、大体6%ぐらい？

津城さん 8%から10%ぐらいです。ほかの自治体では4%、5%で、ほかの自治体ではすごい少ないところで2%とかいうところも。

青木(洋)さん ただ、この市民討議会の制度を入れている自治体がそんなにまだないんじゃないですか。

津城さん そうですね。ただ、手法として使っているところは、結構いろいろな市で活用されているという情報というか、声は伺っております。

青木(洋)さん 例えば三鷹などはどうなんですか。結構意識が高いとか聞きますけれども。私も何回か行ったことがあるのですが。

津城さん 三鷹市ですか。

和久さん 8%から10%ですと、大体60人から70人ぐらいですね。その中から三十数人選ぶ。その選び方は抽選？

津城さん 公開抽選というものをやっていると。

和久さん その抽選の仕方は？

津城さん 公開抽選は、自分は見に行っていないのでわからないのですが。公開抽選は平日というか、市役所で行うということを伺っておりましたので。

山田課長 もともとドイツで始まった手法らしいです。

和久さん いや、その絞り方が非常に大事だなという気がするので、そこを少し具体的に知りたい気がします。後でもいいですから。

森さん 去年、傍聴みたいな形で私は行ったんですけど。結局でも、傍聴といっても、本当に、傍聴ですみたいな。その意見みたいなのが聞けるような状態じゃなくて、ただやっているのを外から見るとような状態だったんで。

山田課長 茅ヶ崎市の年齢構成、パーセンテージがあるじゃないですか。それを、その60人に当てはめて、例えば20代が何人、30代が何人と按分して。

和久さん それは三角くじを引くみたいな引き方。手を突っ込んで。

山田課長 そうです、そうです。

和久さん それ、やるのは誰がやるの。

山田課長 公開抽選になるので。ただ、立ち会いはなかったみたいですけど。

和久さん そういうやり方なの。で、もう1つは、そのテーマですね。テーマの定め方はどういふ。その都度。抽選は今回2回目かな。3回目。3回目だね。

山田課長 今回は、「よりよい庁舎のために」という話だったらいいですけど。

青木(洋)さん 「よりよい庁舎のために」というテーマだったんですか。

山田課長 ためにというか、より良い庁舎にするにはどういう庁舎が求められるのと。

青木(洋)さん そのテーマは誰が考えるんですか。

山田課長 それはやはり行政側だそうです。

和久さん ここにやはり、市民の意向と乖離する危険性がありますね。市民が一番何が今論議したいかということからいうと、今のその「よりよい庁舎のあり方」ということになる、もう建てかえるというのが前提ですよ。けど、この間の選挙の結果は建てかえ反対派の票のほうが多かったですよ。

山田課長 まあ、だから、そこはちょっと、私はよく。

和久さん いやいや、実際にね。選挙結果から見ると。だから……。

青木(洋)さん だから、テーマの設定の仕方とか、その討議会の開き方だとか、そこが大事ですよ。

山田課長 理想はそうですよね。市民がどんなテーマで話したいかというのを話し合うなりアンケートをとって、そのテーマでやる。

青木(洋)さん うん。市民と行政の両方のやはりすり合わせが大事ですよ。今ここで何を一番討議しないと。予算もかけるわけですよ。で、例えば、過去何回かあった市民討議会で、何かいろいろテーマで議論された、私も文教大の方たちと交流したことがあって、藤井先生も、かなりいろいろな意見があって良かったとおっしゃっていることをちょっと聞いたのですが、ただ、そのご意見は良かったかもしれないけれども、集約されて、それがその計画に、すぐには言わないけれど、行政がどういうふう to それを活用しているのかという、そのプロセスとかももうちょっと見える形にさせていただくと、市民討議会の意義というものがあるんだと思うんですよ。もちろん、それだけで決めるとは思いませんが、そこに市民討議会を開いた意味合いがあるわけだと思うんです。

山田課長 　だから、それがその計画の中にどういうふう to 過去に反映され、活用されたんだということであれば、じゃあこれから市民討議会をもっとやっつけていこうとか、やり方を変えてでも、やり方とかは改善する部分があったとしても、じゃあ市民参加条例の中にこれを位置づけていく意義があるというふう to 持っていると思うんですが、今ここでもこう、いろいろ温度差があって、市民討議会の意識の認識も……。

山田課長 　そうそう。だから、究極には、今、庁舎の話もそうですけれど、市側が今、何を市民に聞きたいかという部分があるわけですよ。だから、究極には、それは市民と職員、市役所が、情報が丸つきり一緒じゃないと。今、茅ヶ崎市は何をやるべきだろうというのが、市民との間で合意できていないと、こういう話題を決めるにも、それを生かすためには、今何を一番やらなきゃいけないのかというのが共有できていないと、ただ、それが生かせるかどうか……。

和久さん 　ちょっと山田さん、それは違うんですよ。具体的なほうがいいと思うんだよね。今の市役所問題について言うと、平成22年度、昨年度で終了した総合計画さわやかプラン、あの中に、市役所問題は市民参加で、防災対策も含めて、市役所本庁舎の、市役所のあり方を検討しますと書かれている。それを実はやっていないんですよ。市役所のあり方を検討すると書いてあります。そうすると、古いとか、今回新しく建てるに当たって機能に問題があるとか、防災上どうだとか、いろいろあるわけですよ。それを建てるか建てないかも含めて、要するにさわやか

プランでは検討するとなっていた。それが投げかけられていない。

今回は、要するに建てかえる立場に立って、簡単に言うと庁舎をどうするかとかいう議論はなされたと思うんですよ。だから、実は共有されているのは、総合計画なんです。

それを意図的に、結局、行政は無視して、そして建てかえるということで走っちゃったんです。確かに耐震性の問題だとか、いろいろあるわけですよ。なんだけれど、既に22年度で終了した総合計画の中に、書いてある。「市民参加で検討する」となっている。

だから、それが市民と行政との実際上の合意なわけですよ。総合計画というのは。それなりに市民参加でもつくってきたわけで。十分、不十分さの問題はありながらもね。

それさえも無視して、そして市民討議会を今言ったような格好でつくるということは、要するに市民を無視して、二重三重に市民の意向を無視して、それで誘導するという、まさにこのモニター、ヒアリングのところで、設問設計の段階から市民が関わる、なぜ関わる必要があるかということ論議になった、これが全てに関わってくるわけですよ。ここをどう克服するか、本当に市民の意見に基づいた行政運営をしていくかという問題が、具体的にここへもう現れてきている。ここで市民参加条例をつくらうっていうんだから・・・

山田課長

市民討議会は、1つちょっと言い忘れたのですが、JCだけ、青年会議所と、あと文教大学が共催なんです。で、実行委員会をつくって。

和久さん

そういう特殊・特定の団体との共催ということも問題がありますね。

山田課長

今の現状はそういうことです。

和久さん

はい、はい。公平性という点から言っても。

青木(洋)さん

ドイツの方も、先日、文教大に伺ったときに おっしゃっていましたが、やはり国民性とか、違うじゃないですか。ドイツでは上手くいくケースだったけれども、じゃあ日本の中で必ず上手くいくかどうかというのは、それは別問題だと、ドイツの方がもうはっきりとおっしゃっていましたが。

ただ、私は別にすべて否定しているんじゃないくて、その市民討議会も、文教大から情報発信されたものだったとしても、じゃあそれを一緒にやるに当たっては、もっと公平な、民主的な手法で、メンバー構成も考えながら、テーマもその中で決めていくという方法に変えていくのであれば、この市民討議会というのはある意味1つの意味が出てくるかもしれない。

山田課長

今、実験なんですよ、だから。いわば。

やはりそれを、こうやって位置づけをして、合意されたものにするには、やはり今のやり方はかなり問題があるというのはわかりますよ。今、和久さんの言われたこともそうだし、青木さんが言われたこともそうだし。テーマの選び方から、じゃあ市と共催する団体のことがあるし。そういうところはきちんと、もし位置づけるのであれば、決めて、こういうふうにするというのは考えないといけないですよ。今のままでは。

青木(洋)さん

そうですね。だから、それをちゃんと市民討議会、例えば今は市民討議会だけですけれども、1つとっても、やはり認識がまだ温度差もあるし、その問題点を抽出、やはりちょっと時間がかかるんですよ。

なので、これ全部やっていくと、本当にちょっと時間間に合うのかなという感じがするんですけども。

山田課長

時間がかかるというのはよくわかるから、それはもう全然、今この段階に来ていて時間がかかっているんだという、ちゃんと説明できますから、それで私はいいと思います。それは時間がかかるものであれば、ちゃんと延ばしていきますから。

和久さん

結局ね、最初の僕の発言に戻るのだけれど、職員の皆さんが市民との合意、それから市民のための行政をやる、そこをどう認識するかというところが決定的に大事なわけですよ。

市民の参加というのがそういうことの1つの重要な場面ではあるけれども、全ての場面に市民がかかわるなんていうことはあり得ないじゃないですか。しかも、23万5,000人の市民の意見が、全部平等に反映できる行政ってあり得ます？絶対あり得ない、これは。逆立ちしたって何したってあり得ない。それを規定しているのは何かというのが、さっきの話に戻るんだけど、憲法であり、地方自治法であり、関連する法律なわけですよ。

その精神をしっかりと受けとめて、そして市民参加の場面をどう、場面も増やし、内容も充実させていくかという、その質の問題があります。それを決めるのは、やはり職員の意識の問題が決定的に重要ですよね。

で、既に決められた計画でさえ、そういう格好で無視し、ゆがめられて、そして行政がやりたいようにやっていくことが行われて、それを結局合理化するための市民参加の手法だと。もうこれは市民討議で、しかもここは手当てが出て、私は市民自治基本条例では約5年間やりましたが、ジュース1本出ません、市から。これ、もう何百回やったでしょうね、会議。約5年間。

ところがこれはちゃんと手当ても出て、手当てが出て、要するに市がやりたいほうへ世論を誘導する役割を果たしているというのは、これはもう典型的に大きな問題なわけですよ。

青木(洋)さん

これ、あれですよ、文教大がお金を出しているんですよ、たしか。いろいろなお金出しているんですよ。

津城さん

前は文教大が主催でしたので文教大が出て、市が主体のときは市が全額出しているという形になっています。

青木(洋)さん

何か100万単位のお金が、文教大でも出していると言っていたんです。順番に出しているのかわからないんですが、100万単位のお金を使っていると聞いたんですけども。

津城さん

あと、ほかの自治体では、今先ほど言ったJC、青年会議所の方々がお金を出して、市と、ほかのところは大学等入っていないので、市とJCの2者のお金で、協働で行っているという話は伺ってまして、その点で、この茅ヶ崎は毎回市が全部出してくれるということで、すごい積極性が見られるかなというのは、討議会の見本市というものがあつたのですが、そこで聞いていて感じました。

和久さん

もっとお金出しますよ、僕。出せって言うなら。こういうやり方があるのなら。だから、そういうやり方は、行政はやはり公平性を欠きますよね。

津城さん

誘導というよりも、意見をたくさん聞くような形でやっていたので。何か誘導という、もしかすると自分自身が洗脳されているかもしれないんですけども、

学生としてはたくさん意見を聞きたいのかなというような感じはしました。感想としてですね。

和久さん

その現実にある、昨年度で終了した総合計画の中で、見てください。それを全然やらないで、それでこういう格好で、もう建てかえるということを前提にやったということについてはどう思われますか。要するに、テーマを市民の目線で選ぶんじゃないくて、行政が設定しちゃっている。

津城さん

そうですね。そこもまた考えるべきところでもありますし、行政提案型ももちろん、行政側の意見としてやるべきですし、市民側も意見として、またこの討議会みたいなものを、市と協力して、あるテーマに関して話し合おうよというボトムアップの形で提案して、それを市がわかったという形で受けとめて、そこでまた討議会を始めるというのも、また非常に建設的だなと思いますので、そういった点で、青木さんがおっしゃったとおり、課題が残るところはたくさんあるかと思えます。

山田課長

確かに、今の今、あの議題を選ぶというのには、ちょっと和久さんが言われたような部分もありますよね。

だから、運営の仕方は、なぜ市役所が建てかえる云々の話ではなく、大学の先生方にちゃんと、例えばアメリカだとかドイツだとかの市役所の機能とかそういうのを説明されて、理想の市役所はどんな市役所であるべきだという議論に限ってやったんで。そういう部分での議論は全然していないんですよ。

だから、特段それを今、建てるのがいいとか悪いとかの話では、市もしていないし。経緯としては話しましたが、それで大学の先生が、議論はそういう方向に持っていきましたので、特段その……。

和久さん

ただ、それは現実的に、非常に市民が切実に今ぶつかっている……これ、どこかで僕は発言しようと思っていたんだけど、市民参加がなぜ進まないかという問題を考えるときに、今の社会状況を深く考える必要があると思いますね。高齢化の問題だとか、あるいは格差社会、あるいは過労死、自殺というようなことが、単に個人的な問題ではなく、社会的な問題になっているということは、もう今では世界で、国際的に知られちゃった、極めて不名誉な状況ですよ。

そういう中で、本当に、しかも職住接近ではなくて、遠いところへ皆さん、仕事をしている方が多い。そして、まさに働く世代の中心になっている人が時間をとれないという中で、本当に地域の市民の暮らしを守る決定的な力を持っている行政に、地元で、住んでいるところで参加できる状況はなかなかないわけですよ。そういうのが根本的な問題ですね、社会構造として。

だから、そういうことに対応できるような市民参加、そういう人たちが参加しやすいようにどうやるか。それが本当に、このアンケートの中で考慮されているかどうか。この問題がやはりあるわけですが、そういうときに、理想の市役所のあり方を議論する段階ですか。

山田課長

確かに、そういう時期的なものはあるかと思えます。

和久さん

つめに火をともしようにして、市民の皆さんは税金を納めているんですよ。本当に紙1枚、鉛筆1本、無駄にできない。

そういう中で、理想的な市役所のあり方を議論しているような。その中身、僕

は聞かずに言いませんけれども。それ以上は。ただ、テーマだけ聞いただけでも、何寝ぼけたことやってんだと。極楽とんぼ、と思いますよ、僕は。

山田課長
和久さん
関山さん
(市職員)

確かに、誘導したんじゃないかという議論もね。

何のためにその議論を利用するかっていう話が、もう見え見えじゃないですか。

ちょっと確認したいのですが、手法の1から9までというのは、行政投げかけですよ。市民の自発的なものでやるものじゃなくて、行政がこういう意見を聞きたいからということで手法を1から9までの中でやっていく。で、市民討議会というのは、市民の中でこういうことを討議しないといけないというところの声が出てきますよね。

今回は、その建てかえという部分があったと思うんですが、それは市側の聞きたい部分だったかもしれないんですけど、そうじゃなくて、市民から、今、市の中でこういう問題点があるから、これについて討議をしたいという選択肢もあるというふうに。

津城さん

そうですね、自分が実行委員会で参加しているときには、もう一番最初のテーマ設定の時は、もう既にテーマ自体が設定されていまして、今回は庁舎に関するものを討議していただきたいということで、また細かい設定に関しては、この三者共同で、どういった話し合いにするかというのは決めているんですが、根本的なテーマ自体は、今回は行政の方から提案していただいて、昨年度行われた、11月のテーマに関しては、文教大から何か話し合っほしい提案はないかと呼びかけて、それに行政が応えるような形だったというふうには伺っております。

山田課長
津城さん
関山さん
(市職員)

だから、市民からは吸い上げてはいない。

そうですね。吸い上げているという形ではない。

その市民からの吸い上げ、先ほども温度差があると、職員の意識改革が必要であるというような、それはもちろんそうだと思います。それぞれ情報が、職員が持っている情報と市民が持っている情報がイコールであればもちろんいいわけなのですが、その職員側の投げかけではない、市民が重要だと思っていることの討議なり意見なりをどうやって吸い上げていくかという部分が、まだ検討されていないと思うんです。

そうしたら、市民討議会というのはそれが有効なのかなと今、ちょっとお話を聞いていて思ったのですが。

山下さん

市民から提案して、市民討議会にしてほしいというようなことがあって、そういう1つのまた会議があればね。

山田課長

そういう会議があつてね。その中で、じゃあどういふふうにテーマを決めるべきかとか、そういう論議があつた上でのお話ではないんだと。

山下さん

ワンノブゼムで、市民討議会の1つとして、現在のような行政提案型のものもあるんだと。次に、例えば、問題があるものに対して、市民発意で市民討議会を開催してくれと。こういうテーマで、というようにしてやる方法もあるんじゃないですか。

山田課長

やはり根本は、和久さんが言われた、どこが、この部分は市民がやはり参加してやるべき、ここの部分は行政のある部分主導でやらなきゃいけない部分というのが、はっきり明確化されていないから。こういうのにしても、じゃあそのテーマを選ぶにも、じゃあ市民だけに意見を聞いて論議をさせていいのかという部分

も、曖昧になっちゃうんだよね。どうしても。

だから、この部分はもう絶対。多分、この中で、こういう政策を決めるにはこういう市民参加が必要だとか、そういう部分である程度、多分限定されていくのかもしれないですけど、今は何にもないじゃないですか。だから、基本的に市民の権利として、市民は何にでも参加できるんだと、やはり当然思われるから。そのこのところで、じゃあなぜ参加できない部分があるのかというのは、参加できない部分があるというのは職員も感じているし、多分、市民の方も薄々は感じているのだけれど。やはりそこがはっきりしないのが原因だと。

和久さん

いや、市民ができない部分があるという言い方がどうなのかなという気がするんですけども。

だから、要するに主権者が市民だという立場から行けば、行政のあらゆる場面に、原理的には参加できる権利があるというふうに見られるわけです。ただ、その場合の市民というのは、Aという個人じゃないんだよね。それは法律的な難しい問題があるんだけど、市民というとやはり23万5,000人、茅ヶ崎市民ですよ、主権者は。

市民一人一人が発言する権利はあるわけですよ。だけど、その言うことを聞かなきゃいけないかどうか。そのとおり、その人の意見を生かさなきゃいけないかどうかということになると、同じテーマについて違った見解があり得るという中でどうするかという問題があるわけですよ。これはやはり、市民的にも議論を深めないといけないということではないかというふうに、僕自身は思うんです。

それで、これはだから討議民主主義ということが、国際的には今、非常に大事にされているわけですよ。だから、民主主義という問題と、共和主義との関係とか、そういう問題が深くは法律上も社会学上もいろいろと問題になっていると。だから、国際的な問題ではあるわけだよね、その民主主義の問題というのはね。

だけど日本の場合はおさらそれは、非常に遅れて民主主義社会というのができて、100年ぐらいヨーロッパと比べれば遅れていますからね。市民の意識も非常にあれだね。だから行政も、まさに明治以来の官尊民卑、官治主義と言ったらいいかね、それでがんじがらめで。法律もそれで解釈されちゃっているから、今のような話が出てくる。

だから、原理的にはどこにでも市民は参加できるわけですよ。その場合の市民は、でもAという個人じゃないんだよね。そこをやはり誤解しちゃいけないと思います、僕は。そこをどう見るか。

だから、実際上も市民は全てのところに参加するということはできません。自治基本条例にもあるように、執行段階ね。計画をつくるどころ、立案、それから計画の策定、決定ですね。で、執行、評価。各段階に参加できる。だから、そのための参加条例をどうしようかということなわけだから、どうやったらじゃあそこに、執行過程に参加できるかって、なかなか難しいですよ。

そういう意味で言うと、参加できる実質がどの程度あるかないかということとはともあれ、行政そのものはもう市民権に基づいた仕事をしなきゃいけない。ここはもうはっきりしているわけですよ。

なので、そういう原理から言うと、今明らかになったような、今回のような市民討議会のあり方は、これはもう明らかに逸脱していると。自治基本条例が去年

の4月から執行されたにもかかわらず、この趣旨からもう外れていることを市長自らがやっているという、この現実をどう見るかですよ、まずは。

山田課長

いや、外れているとは言えないと思うんですが。外れているというのは。

和久さん

あ、さっきのテーマについてですか。テーマの選び方について。

山田課長

そう、テーマの決め方自身です。

和久さん

そういうことですね。

はい。しかも、僕が言っているのは、そのさわやかプランで、市民との合意で一応つくられたとなっている、いずれにしても議会も通っているものですよ、その中にある、市役所のあり方について市民参加で検討しますとなっているんです。ちゃんと一文、入っています。見てください。帰って確認してください。それをやっていないんですよ。やっていなくて、建てかえるという計画が突然出てきた。これは平成19年の5月から、市民フォーラムを開いて、ずっとやっているわけですよ。

私たちは、これは知らされていないので大変だといって、市民の会をつくって、考える会をつくって、ずっとフォローしているんです。説明したら何時間もかかるぐらい、いろいろ説明したいんですけども。

山田課長

市民の代表というのをどういうふうに考えるかというのが根本なんですよ。もともとはその代表の意見を聞いて市政を運営していくという中では、議会というのが、民主主義が生まれてきたもとじゃないですか。だから、そのちゃんとした定義ができないから、議会というのが生まれて、議員が投票されて出てきて、その中で市政をやっていくというのがルールとしてできた。

ただ、今はもっと民主主義が進んで、それだけじゃ足りない。議員の代表制だけじゃなくて、もっと多くの市民に意見を聞かなきゃいけないよという中で、じゃあその市民を、さっき言われたような遠くに勤めている方とか、参加できる余裕がない人たちもいるわけじゃないですか。そういう人たちがほとんどなわけじゃないですか。

そういう人たちも含めて、じゃあその市民参加ってどういう位置づけにするのと。どういう範囲で、どういう、その中の、また結局は代表になるわけですよ、それも。例えばここに出てきている方々も、そのことを一生懸命考えている市民の代表であるし。それをちゃんとどうやって位置づけるかというのが一番の問題だと思うんです。

それがやはり定まっていないんですよ。定めるのは難しいし。

青木(洋)さん

そうなると、審議会とか、そのメンバーをどうするかという議論にもつながってくるんだと思います。今まで、そこに公募市民が入ったりしていますけれども。でも、その団体がどういう基準で選んだとか、団体だってたくさんあるわけですから。でも、ある審議会はいつも決まったメンバーしか出てこないとか、そういう問題もあるわけですよ。

具体的なところで、例えば今日は市民討議会がどうなんだというところの検証だとすれば、昨日だか、何かあったわけですよ。その時に、いろいろな意見というふうな、行政はよくおっしゃるのですが、そのいろいろな意見の中には、それこそ建設的なご意見をおっしゃる方もいれば、いろいろだと思うんです。

それを行政側がどういうふうを受けとめて、それを使っていくかということも、

すごく重要なわけで。例えば庁舎の、どういう話をしているのかわからないですが、じゃあ建てかえたほうがいいとか建てかえないほうがいいとか、そういう話も出たんだと思うのですが……。

山田課長

いや、出ないです。その話は何にも出ないです。

青木(洋)さん

どういう話だったんですか。どういうあり方。

山田課長

どういう市役所であるべきかという議論で。機能。

津城さん

そうですね、機能の。

和久さん

理想的な市役所のあり方を議論したんでしょう。

山下さん

建てかえをするということに決まって。

青木(洋)さん

建てかえ前提の中で、こういう機能を持つような、という話だったんですか。

山田課長

どういう機能であるべきかという議論に絞って。

山下さん

そう。だからもう、建てかえを前提とした内容なんだよ。

青木(洋)さん

わかりました、わかりました。じゃあ、その話し合いの、ちょっと簡単に、どんなご意見が出たのか、ちょっとお伺いいたします。代表的な意見、あるじゃないですか。こういう意見が出たという。ちょっと教えてください。

津城さん

そうですね、昨日出た意見としては、市役所が、気軽に入れる場所に市役所がなってほしいとか。

青木(洋)さん

気軽に入れる場所。中へ入って行って、ちょっとわかりにくいとか、そういうことを言っているんですか。ソフト面のことを言っているんですか。

津城さん

そうですね、ソフト面のことですね。

青木(洋)さん

そうですか。ちょっと参考までに伺いたいと思ったのですが。

ちょっと正式名は忘れてしまったけれど、複合施設の検討が2年ぐらい前にあったんですよ。私もその委員会に出ていて、どちらかというのと建てかえをしたいという目的があったんだと思うんですが、結論から言うと、その委員会は、建てかえなくてもいいという結論になった。つまり、建てかえなくていいという言い方じゃないんですが、それこそ機能をどうするかという話になっていったんです。建てかえではなくて。

で、今ある機能をどう改善していくかという話をして、行き着いたところが、庁舎は建てかえなくても今のままで十分改善できるところがいっぱいあるんじゃないかという結論になったんです。

だから、新しい建物があるかどうかじゃなくて、今の機能をどう改善していくかということが、今、市民が一番求めていることだったということで結論が出ていたんです。

多分、そういう話が、昨日の中でも出たんじゃないかと思うんです。

津城さん

はい、出ました。

青木(洋)さん

だから、それはイコール建てかえではなくて、その中の機能、例えば生涯学習という窓口がありますよね。その相談機能をもっと充実させてほしいとか、会議室とかホールをつくってほしいという話ではなかったんです。というふうになっていったんです。

地域にいろいろ集会施設とかができたので、そこをもっと充実させていただくと、高齢者とか子供を連れた若いお母さんたちも来やすいので、そこをもっと充実させてくれると、別に庁舎まで行かなくても便利じゃないとか、本当に機能

の話になっていったんです。分散するとか。

だから、多分昨日もそういう話がたくさん出たんじゃないのかなと、私は想像したんです。

津城さん

そうですね。

青木(洋)さん

例えばそういう話が出たときに、その意見を集約して、それを例えば行政側がどういうふう to それを扱っていくのかなというのがすごく気になるんです。

津城さん

そうですね。そこも、自分自身も卒論等で是非お伺いをしたいなと思う部分ではありまして、出た意見をどのように生かす、もしくは昨日参加された方もおっしゃっていたのですが、やはり自分自身は謝礼をいただいて参加しているので、自分が出した意見がどうなっているのかというのは責任を持って見たいというような意見もございましたし、単純に、気軽に足を運んできたのだけれど、こんなに白熱した議論になるとは思わなかったというような意見もございました。

そういった意味では、出た意見というものをどのように斜め上に上げていくかというのは、ちょっと関心は、自分自身あります。そこをどう行政側としては使っていて、そして市民側としては、やはり市民自身も責任はありますので、そこをどう、モニタリングでちゃんと使っているのかということを見ていくかという、双方の課題といえますか、そういったものが第三者みたいな俯瞰的な視点で見て、あるのではないかなとは感じています。

山田課長

ああいうやり方だから、いわば大きいテーマだから、例えばホールをどうすべきかとか、そういうふう to 系統立てて議論しているわけじゃないですから。多分、これを、例えば庁舎に限らずほかの計画でも、最終的なところで使う方法ではない。

津城さん

そうですね、使う方法ではないですね。

山田課長

多分、最も最初のときの、最初のときのアンケートとか、そういう部分と同レベルの中で使う方法だよな、多分。

パブコメとか、もう本当に条文がはっきりしたときに、このあれがこうだと意見をもらって、それについてはちゃんと行政がちゃんと答えるべきでね。一つ一つについて。そういうのとはやはり、もうちょっとレベルが違うあれですね。

津城さん

そうですね。集約して意思決定する場では、その討議会はないので。たくさん意見を聞くという意味で機能していると。決定の場ではないというのは常々言われていることではあります。

山田課長

それはやはり、和久さんが言われたように、非常に問題は、多分今のやり方、実験ということもあって、多分問題は非常に多いんですけども、ただ、うまく使えば、例えばさっき言った、遠くに行っていて、ちょっと参加してみたいけれども、でもその機会をわざわざ自分から求めてやるまでもできないとか、そういう人たちにとっては、アンケートと並んで、せっかく選んで当たった——昨日の意見の中で、宝くじに当たったみたいだという方がいらっしたんです。だから来ましたと。

そういう意味で、そういう方たちの意見を拾い上げるというか、そういう部分では有効な部分かもしれない。ただ、確かにやり方はもっと研究して、民主的なやり方にしていくべきかもしれないですけど。そういうふう to 思います。

山下さん

僕は、現在の市民討議会は、ちょっと別の問題だなと思っているわけ。市民参

加のレベルとね。本当は、市民討議会というのは、別にそういう市民から発案して、そしてテーマについて市民の討議会をしましょうということがあると、和久さんがおっしゃっているように、本当にみんなが集まってやるというのが、それが公聴会になるのか市民討議会になるか、この真ん中のところだと思うのだけれど、やはりそういう市民の発言によって討議するというのが、1つ要るんじゃないかな。市民参加で。

和久さん

この市民参加条例は、自治基本条例に基づいてつくるわけですよ。ですからここに、やはりいつも原点に戻る必要があるんだと思うんです。で、この16条に、市民参加についてどういうふうに書いてあるかということ、第1項で、「市民が条例の制定、改廃、運用もしくは評価、または政策の策定、改廃、実施、もしくは評価の過程に参加することをいう」と。で、「そのための多様な方法を整備する」と、こういうふうになっているわけですよ。

なので、そういう意味では、市民討議会というこのやり方自身は否定されるものではなく、非常に有効な手法の1つだと、僕自身は思います。

ただ、現状のやり方が、自治基本条例に則ったり、市民参加のあり方からいうと、どうも違うよねというのが先ほどの指摘というか意見なわけです。

そういう意味で言うと、手法の1からここに書いてある市民討議会も含めて、これで10項目、一応ここで考えている10項目は、全てやはり大事だろうと思うんですよ。

ただ、その場合、どの場面に市民参加を求めるか、あるいは同じ問題であってもどういう目的でその当面の手法を使うかということによって、例えばアンケートであればアンケートのつくり方、これは例えば計画をつくる段階であれば、それにふさわしいアンケートのとり方、それから実行中のものについて中間的に何か見直しをすとか、あるいは評価を見たいとかいう場合のアンケートのとり方、一たんある事業が終わった後のとり方、やはり違いますよね。

そういう意味では、全ての手法について、どの場面でどういう目的でどういう対象、対象などもきつとふさわしい対象が決まってくる、それから人数なども決まってくるだろうと思うんですが、いずれにしても、そういうことについての適切な定め方というのがないと、市民参加というのはやはり進まない。形骸化してしまって、それで行政のいわば誘導、これは「誘導」という言葉がどこかであったかなと思うんですが、誘導的なものとして位置づけられてしまう。そういう危険性をいつでもはらんでいるということを、我々は気にしていないといけないんじゃないかなと思います。

ですから、手法の5については、意見の集約に向かないと思うという意見が、この段階では確かに、今までやってきた中では非常に難しいなということによって、非常に有効ではないかと思えます。

例えば、こんなまちにしたいなと、僕らもいろいろアドバイスを受けた延藤安弘先生という先生が、コーポラティブ住宅で非常に全国的にも知られた大学の先生、今はもうリタイアされたのですが、その方から、茅ヶ崎でも来てもらったり、今僕ら、団地の中のまちづくりということで、四、五年にわたってアドバイスを受けてきた先生がいるのですが、その先生は世田谷のほうのまちづくりを行政

と一緒にやってきた人で、子供たちを集めて、こんなまちにしたいなという、みんなで絵をつくって、非常に熱心なものをずっと系統的にやられたという話を聞いているんですよ。

そういうことなどは、やはり市民のまちづくりに子供たちも含めて巻き込んで、主体的に自分たちの地域を見直して、そして一定の方向へ市民の関心を高めていく。それを行政は内容的に生かして、本当につくると。そうすると、自分たちの意見が生かされてまちづくりができた、そういう実感が湧くような感じになっているわけですよ。

だからそういうことも、やはりやり方によっては、いろいろな多様な方法があるんじゃないかと思うんです。

ですから、なかなかここに書き切れない問題も実はあると思うし、実践をしてきているところはもうたくさんあるわけです。

だから、書けばいいわけじゃなくて、そういう本当に市民の立場に立って、論議があったと思うんですが、市民が喜ばば行政も喜ぶ、職員も喜ぶ、生きがいを感じる、働きがいを感じられる、そういう相互関係を本当に信頼に基づいてどう築き上げていくかというところがやはり大事だなという気がします。今回の市民討議会のようなやり方は、たとえ実験であっても、そういうものについて水をぶっかけるみたいな、そういう役割を下手すると果たしているんじゃないかという気がします。

山田課長

公聴会は、法律に基づいて開かなければいけないというふうにされている方法なんです。だと思っただけけれど。小川さん、知ってる、それ。消防法である？

小川さん
(市職員)

いや、ちょっと。

和久さん
山田課長

都市計画法のね、縦覧をして公聴会を開くとかね。

ええ。新聞に例えば公告してね。そういう方法ですよ。だから、通常は、法律に基づかない以外では公聴会というのはない方法だから。これをここで定めるかどうかというのはちょっと議論があると思いますが。

和久さん

いや、これは僕はもうちょっと幅広く捉えたいんですよ。議会が公聴会を開く制度を持っているんですよ。それから参考に、これは伝家の宝刀というほどの話じゃないんですが、どこも全国的には開いたことがないんですよ。

これを、僕は何とかやれるようにしないとイケないと。まさに議会の問題があります、公聴会には。

青木(洋)さん

ちょっといいですか。取り入れられるかどうかわかりませんが、市民参加というと、行政の諸々のところに市民が参加して行って、いろいろ計画や何かに参加していくという考え方ですよ。

確かにそうなんだけれども、例えば、それは議会もありますけれども、議会は市民から選ばれた人たちの代表なんです。やはり現実、必ずしも市民を代表しているかという問題もあるわけです。それは審議会の代表者が代表しているのかとちょっと近いかもしれませんが。

議会基本条例はできましたけれども、そこに市民参加、議会への市民参加という話ですね。議会に出て答弁するとかではないんですが、市民が議会参加する

市民の参加の機会をつくるという、そういう場が、茅ヶ崎方式として何かで

きたらいいなど。

例えば、統一地方選挙も50%いかないですよ。40%ぐらいの投票率の中で、市長もそうですが、地方議員もみんなそうですよね。もう50%いかない中で選ばれている。それは選ばない、選挙に行かない市民も悪いと思いますよ。だけど、その選ばれた人が必ずしも代表されているかどうかというところには、ちょっとまだ疑問があると。やはりそこには、もっと多くの声を伝えたいという、今ここまで来た市民参加が、本当にいろいろ市民協働だとかいろいろ始めている中で、もっと意見を言う場があってもいいのではないかと。公の場で。

審議会といっても限られたメンバーの中で、限られた代表の中でやるわけですから、本当に絞られてしまうわけです。でも、じゃあほかに、いろいろ意見を言う場があるじゃないかと。でも、それは意見を言っているだけという。このワークショップも意見を言うだけです。じゃなくて、やはりもっと公の場として、市民として、今、陳情だとかありますけれども、でもそれは議員を通してのものになると思います。やはり自分の言葉で、市民が発言するということが、この時代あってもいいのかなというふうに思っています。

なかなか簡単にできることではないと思うんですが、茅ヶ崎はそういうことがそろそろできていいのかなと。

山田課長

だから、やはり自治基本条例ができたことによって、議会もああやって引っ張られて、あの条例をつくらざるを得なかったわけです。やはりそういう形というのは、議会は市民に選ばれている方、市民の方々にこたえる必要があるし。今の、この参加条例についても、この参加条例の中の決め方によっては、やはり議会に、それに対応しなければいけないというのは当然出てくる問題で。

青木(洋)さん

その議会基本条例ができて、それを見直されていくんだと思うのですが、行政の方々に意見を言う場はありますけれども、議員も個々にはなくはないですが、そんなに開かれているとはちょっと言い難い。茅ヶ崎議会ですね。なので、やはり議会人に対しても、意見交換しましょうと言うと答えてくれる人もありますけれども、もっと公の仕組みとしてそういうものができて、市民と対等に意見を言い合えるような場が、市民参加条例でできると。そんなのはできるかどうかわからないですが、そういう仕組みみたいなものができると、もっと議会人といろいろ話ができるのかなと思います。

山田課長

皆さん言われるところで、結構その部分は重要だと思いますよ。だからそこで、今の制度の中では、議員の役割というのもしわば法律の中で結びつきを与えられた部分ですけれども、本来そこがもっと進んでいけば、市民参加ってもっと進むんじゃないかと。いわば行政のチェック機能の場ですから。議員は、住民の中から選ばれているわけですから、その住民に選ばれたものにちゃんと返していくということがちゃんとできていけば、それもまた1つの市民参加じゃないですか。議員を通した市民参加。

青木(洋)さん

だから、それももっと仕組みとして何か、一歩進める必要はあると思います。

和久さん

一歩進めて。そうですね。

だから、この中でやはり入れるべきじゃないですか。前にも若干、この中に抜けているというか、必要だよという。問題意識はある。

青木(洋)さん

茅ヶ崎らしさという意味での、1つの手法としてね。

山田課長
青木(洋)さん
和久さん
青木(洋)さん
津城さん

それは入れられるのであれば入れます。

ちょっと研究しないといけないですけども。

議会への市民参加ね。

ええ。議会への市民参加。

シンポジウムに関してなのですが、これはちょっとお話が変わってしまうのですが、ネットで少し調べただけなのですが、シンポジウムでは1部と2部に分かれていまして、1部では基調講演というものが行われるそうで、2部になると公開討論会が開催されると書いてありまして、ここで自分自身が感じた、行政側のメリットとして、たくさんの人々に対して考えてもらうきっかけづくりというものが挙げられるかなと思って、逆に市民のほうは、そのシンポジウムできっかけになるという入門編ですね、そういったところのメリットがあるというのと、逆にデメリットに関しては、デメリットといいますか課題ですが、課題に関しては、先ほど和久さんがおっしゃったとおり、テーマ設定に関して、まだ市民参加とかそういったところがないという点です。あと、市民側として、継続的かつ学習的な保障がないという。こういったワークショップではないので、1回限りになって、継続とか連続性がないというところが、市民側としての課題です。

行政側は、先ほどおっしゃったとおり、課題のテーマ設定に関して、市民が本当に求めているテーマかどうかという策定評価というか、そういった認識が必要かなと。

シンポジウムをちょっとネットで調べてきて感じたことです。空白の欄でしたので、埋める意味で。

フォーラムとどう違うんだっけ。

ちょっとよくわからなかったですね。調べてみて……。

山田課長
関山さん
(市職員)
和久さん

シンポジウムは、市民参加というよりもPRとか、それから勉強し合うとかいう側面が強くて、行政への市民参加ということとは何かちょっと違うような気がして。他の条例や何かをずっと見てみても、シンポジウムという位置づけで市民参加の手法の対象にしているというところは、僕は今のところは見つけていないんですよ。

そんなところですかね。すみません、途中で。

関山さん
(市職員)

よくわからないのですが、フォーラムは、うちの課は1回やりました。で、また7月もやります。そのときには、先ほどの、1回目は基調講演というのがあって、あと、発表の場、例えば文化生涯学習活動をやっている団体さんに発表、学校が多かったのですが発表してもらったという形なのですが、また7月に開催するフォーラムは、やはり発表の場がないというところが多くの市民の方の意見なので、その発表をしてもらってから、あと、パネルディスカッションをやるという形を、今考えています。

だから、パネルディスカッションで見せるわけですが、市民参加は質疑応答で、公の場でご自分の意見を述べられるというのが出てくると思います。ただ、その中で、1人の人の意見がちょっと偏っていたりすると、ほかの方の意見が流されやすいというのが、その1回こっきりのフォーラムの中で、そういうイメージとして終わってしまうというのが、ちょっと問題があるかなと思います。

青木(洋)さん

でも、市民参加の1つの手法でもあると思うんです。ただ、やり方とか、今おっしゃったように、パネラーの中にも市民が入って一緒に議論してやるパターンもありますよね。で、対話形式で、参加された市民やそこに集まった方たちとやりとりするとか、そこで1つのテーマについて対話して、私たちがやっているパターンですよね。

だから、広い意味では市民参加、そこで1つの結論とか決定とかはないんですが、皆さん、どんなことを考えているとか、そういうのがわかる場ではあります。

それから、書き方の問題もあると思うんですが、作文・イラスト、アイデアという、ちょっと書き方が古典的かなというのがあったりするので、もうちょっと今どきの書き方があるかなという意味で。ただ、何が言いたいかという、これもやり方によって十分市民参加の手法であり得る。

さっき延藤先生のお話が出ましたけれども、私もよく知っている方なんですが、今はあまりやらないのですが、布絵とって、ちょっとアートでいろいろ、自分たちの思いを形にするというのがあるのですが、たまたま延藤先生がやられたのは、美しい情景をなくさないようにするための活動をテーマとして、子供たちのワークショップ形式で、布絵で、その美しい情景を子供たちに。大人も参加できるのかな。布絵でつくったんです。それぞれのいろいろな思いの中で、その情景をどう残していくかという、とてもいいワークショップだったんですが、それが結局、まちの考え方、まちの市民の思いというのが伝わるわけです。

それもやり方だと思うし、茅ヶ崎も、10年前の総合計画にかかわったときにある小学校とやったんですが、やはり子供たちに、絵を描いてもらったんです。子供たちならではのフレキシブルな発想が出てくる。それが当時の行政の計画の中に、残念ながら反映はされなかったんですが、意見としては取り上げられるということがあったんです。

なので、子供も参加できる手法ですし、そういうやり方を、大人だけじゃなく子供も、高校生とか若い人も参加できる手法をこの中に入れておくと、いろいろな多様な世代をこういうところに反映できるというやり方としてはいいのかなと思います。

だから、ちょっとこの表現の仕方、作文・イラストというんじゃなくて、もうちょっといろいろな言い方が。今はメールとかホームページとかいろいろ活用できる媒体はあるので、ツイッターとか、若い人はいろいろ駆使しますから。いろいろな方法で意見というのはとれるわけです。だから、そういった現代的な文明の利器をもうちょっと活用した中での。で、子供も参加できるというような方法を取り入れてもいいのかなと。

山田課長

青木(洋)さん

手法としてはやはりいいと。入れたほうがいい。

入れてもいいんじゃないかなと。そこに重いテーマとか結論とかを求めていくと、それはちょっと難しいんですけども、参加でもいろいろな参加の方法があって、例えばちょっと意見を聞く場、もっと深く議論をする参画の方法とか、いろいろな手法があって、その中の1つとしてこういうやり方が。

だから、その参加の手法の重い軽いではないですけど、もうちょっと整理した中で、条例をつくらなきゃいけないのかなという気はします。

和久さん

審議会の問題では、ここの話題になったかと思うのですが、選び方の問題がありますよね。ですから、これを公募の問題、例えば公募を全メンバーの半分以上にするとかいうようなことも含めて、できるだけ市民の意見が反映しやすいような、あるいは公平性が保たれるような、そういうふうにしていく必要があるだろうというのが1つ。

それから、会議を公開とすることを原則とする。これは審議会だけじゃないんですが、会議の公開の原則を定めているところが、他の自治体では結構出てきていますよね。ですから、そういうことを含めて、やはり会議の公開の問題を、この参加条例の中でも検討すべきではないかと思います。

それから、手法の問題になるのですが、意見交換会、実質我々はそういう場面を結構今まで持ってきています。市役所の建てかえ問題だとか、自治基本条例の問題などで。ですから、「市民意見交換会」というような名前ですっきり位置づけたらどうかと。

山田課長
和久さん

ここの、手法7の説明会っていう。これが。

うん。これが当たるかもしれませんね。

それから市民会議。「市民会議」という名称のところも、ほかの条例ではありませんでした。これらを、全てというわけにはいかないと思うんですが、市長の附属機関としてきちっと位置づけるということを明確にしているところもありました。そうすると、市長の附属機関ですから、審議会と同じ扱いになります。非常に尊重するということで。

それから諮問というのは、ある方針を定めて、それについていいですか、どうですかということを知るのが大体諮問なわけですよ。そうすると、どこが違ってきているか、今の情勢と違うかということ、立案の段階から市民参加をやっていくということとの関係で……。

—今後の進め方、昨日行われた市民討議会に関する全体討議—

和久さん

どうでしょうか。目的等、大事な部分が議論できていない。今日はちょっとできなかったけど。討議会のほうへ話がいつてしまつて。

目的ってね。大事なんですよね。まあ、しょうがないね。抜かした格好でつくっちゃつて、それで1回論議しようということだから、その中で意見を言うしかないね。

小川さん
(市職員)
和久さん

その目的というのは、一個一個について決めて、ワークショップの目的とか、市民討議会の目的というようなのを一個一個入れていくべきだという。

うん、まあ、まとめだから、条例の案文に近い格好でできるだけ整理すると。多分そういう形になるんじゃないかと思うんですよ。

ですから、今まで出た資料だとか今回のような意見を、条例の形にするとどこに入っていくかということになるんじゃないかと思う。やはり大事なはその手法で、手法の中身がどうかという定め方に多分なりますよね。そこがこういう、現状問題があるようでは反対で、それがないようにすると。こういう表現で多分、表現はできるんじゃないかと。かなりの部分がね。と思うんだけど、目的をどうするかなんていうところは、論議そのものが全くないから、空白になっちゃうわけですよ。条例には必ず目的があるわけですよ。場合によって、これは重要な条例なので、前文も必要になるでしょう。前文も論議になっていない。

だから、そういうところはもう空白にしておいてね。それから検証をどうするかとかね。この条例の。

青木(洋)さん

運用の。

和久さん

そうそう。それから、検証、推進体制とかね。

青木(洋)さん

そうそう、だから、運用というか推進というかね。それも条例の条文の中に、やはり位置づけておかないと、時代によっていろいろ変わってしまう。やはりある程度、どういうふうに推進をしていくかということもちゃんと入れておかないといけない。

山下さん

青木さんね、この手法7のところ、市民討議会というのを入れるべきじゃないかと。全然違う。これは市民が提案して、そして討議、説明会でなしに討議をするというのを入れるべきじゃないかと。

和久さん

市民参加という目的からいくと、手法として、説明会という、その言い方が適切かどうかとか、そういう問題は出てくると思います。だから、市民討議会もそういう問題ですよ。

山下さん

いや、これではない。これではないの。この市民の討議会じゃなしに。

和久さん

じゃなしに。意見交換会じゃなくて。

山下さん

いわゆる、市民が提案してやる市民討議会というのが、手法の中にあるべきじゃないかと。これは行政提案型になっている。

和久さん

いや、だから、その市民討議会も、どういうやり方で市民主体でやるべきかというふうに切りかえれば、その名称そのものにこだわらなくてもいいんじゃないかという気はするんだけど、どうですか。

山下さん

僕は、いわゆる公聴会とか説明会というのは一方通行じゃないですか。手法7というのは。

和久さん

うん。だから、そのやり方をね。やはり問題が出たわけでしょう、今までの論議では。そういうやり方だと問題があるねと。だから、それは問題がないようにやるための、今回の条例だから。だから、その反対の立場で、そういうふうにならないようにするためにはどうするかということを書き込む格好になるわけですよ。

だから、名称だけで、従来やってきたことは全部だめだというふうなことではないんじゃないかと。

山下さん

というわけじゃない。書いていないから。いわゆる市民の発案によって、ある問題について討議しましょうということがね。

和久さん

だから、市民討議会という名称は名称でも、やり方を、行政提案型か市民提案型かという議論もありますように、その辺が市民参加の立場からいうとどういうやり方が望ましいかという議論を、1回やらないといけないということだと思う。

ただ、現状の問題点は今日出されたということで、そういう問題が流れているねということは共通認識に今日はしたと。まあ、そこにちょっと今日は集中したきらいがあるんですけども。

山下さん

そういうこと。

小川さん

1つの名前の中で2つの考え方があってもいいし、別々に名前を変えたものでつくってもいいしという。ただ、その課題だけはもうはっきりしているので、それを解消するような手法とか条文を考えていけばいいと。

(市職員)

和久さん そうですね。と思うんですが、そういう意味では、同じ名前のものが2つ、市民討議会1、市民討議会2、みたいにあっても、それは構わないと思います。

小川さん
(市職員) 市民提案型とか行政提案型というようなもので、2つに分けちゃってもいいんじゃないかと。

山下さん それでいい。

和久さん じゃあ、ちょっと事務局は大変ですけども。

津城さん どう落とし込みをさせる予定なのか。

小川さん
(市職員) これについては、多分各班で話し合ったものを、例えばアンケートについて、A班、B班、C班みたいなものががばつこう載っていて、それがある程度、全く同じような意見であればちょっと集約されて、10が8になったり7になったりする。

関内さん
(市職員) こういう感じになるんじゃないでしょうか。ここに内容が入るという形で。

小川さん
(市職員) まあ、その部分だけだよ。この、今のに集約されるっていうのは。それぞれの手法で、課題とか改善案というのがこう、手法ごとに、3班の分かれた意見が1つになっていくという。それを話し合っていくということと、あと、条文、順番から、どんな項目を定めていくのかとか、何を盛り込んでいくのかというのを話し合っていくのかなという。

和久さん これは条例をつくれれば解決がつくというんじゃないということはね。先ほどの市長の話でも、明らかなんです。とにかく、総合計画でそういう決めているのにやらないわけですよ。

だから、条例どころじゃなくて、計画でもそうなんです。だからやはり、自治基本条例をどう。この間のフォーラムに出られた方かどうかと思うんですけども、今回のアクションプランのまとめの中に、非常に自治という問題を、自治イコール協働という書き方をしているわけ。それ、僕は発言をして、市長、それおかしいんじゃないのと。市長はその場で答えられなくて。それで、休憩が終わった後に、最後の閉会のときに、それはやはり不適切でしたという修正の発言があったわけですよ。

だから、市長自身が、本当に残念なんだけれど、つくったら理解できるというものじゃないのよね。それは我々も含めて。

そういう意味で、例えば自治基本条例一つとってみても、ご存じだと思うけれど矢祭町なんていうのは、非常に小さな村でしょう、合併しない町。もう短いですよ。だけど本当に、住民と一緒にあって、ああいうところは市の職員が汗水たらしてやっているわけ。そういうところは、こういうきめの細かなことをだらだら書かなくたって、住民と一緒にあってやるのはもう当たり前になっちゃっているわけ。

だから、条例をつくれればいいというんじゃない。でも、茅ヶ崎はつくらなきゃいけないと。そこをどうしたらいいかというのは。それはもちろん、ここで論議すれば解決がつく問題じゃないんだけど。そういうことも念頭に置きながら、本当に有効な市民同士、職員と行政とが信頼関係を持ちながら。一遍に理想的なところに行くわけじゃないということはお互いに了解しつつも、基本的な信頼関係で結ばれながら行政運営が行われる。で、市民もじっと我慢する。そういう関

係を、市民はこうやってもらいたいと思っても、行政というのはやはりたくさん
の市民を抱えて。役所の図体だって、今は1,800人の図体を抱えて、ぱぱっ
とはいかないですね。それを、信頼関係がなければ、じっと両方が我慢しながら
育てていくということは、多分できないんだと思うんですよ。そういうことのも
とになる条例をどうつくるかということじゃないかという気がするんだよね。

関山さん
(市職員)

細かくつくるのか、概念だけで行くのか、どちらの方向性が。

和久さん
青木(洋)さん
山田課長

うん。理念にとどまらない。理念的なものもちろんあるしね。

あるけれど、いわゆる理念条例で終わらせないですね。

だから、自治基本条例で、手法も決めるって言っているから。概念だけの条例
じゃだめ。

関山さん
(市職員)
津城さん

がちがちにつくり込んでしまうというのも、そこで入り込めない、後で気がつ
いた入り込めないものが出てきた場合に困るのでは。

柔軟性も大切ですね。曖昧さにもやはりすごいいいところもありますし、逆
に欠点もあるので。もう、多分、何か後でデメリットが出る、課題が出るという、
いたちごっこみたいな関係がどうしても続いてしまうので、継続するほかないよ
うな気もしますね。つくって、ちょっと、変えてはないですけど。

関山さん
(市職員)

見直しをかける。

津城さん
和久さん

そうですね。

まあ、つくってみてからだね、これは。もうこれは現実だから、1回まとめて、
それを見ながらもう1回。ただ、ちょっと時間を気にして。次回はできるだけ全
体にわたるような。

以上

4-3. グループ討議 (C班)

ファシリ
テーター

(能率協会:岸田)

皆さん、ご意見ありがとうございました。最初、皆さんからいただいた意見を確認したいと思います。

まず、基本的な考え方のところでもいただいた意見、村中さんのほうから、まず市民参加か行政参加かというところで意見をいただいています。「市民参加」という言い方は行政側から見た言い方ではないかということで、「行政参加」という言い方を今後考えていく必要があるのではないかとこのところでしょうか。

それから、市民が主体というところで、そういったところを自治基本条例も踏まえながら、より考えていく必要があるのではないかとこのところでは。

青木さんからいただいた、2つ目の※のところですが、市民参加の条項の中に、条例とか政策の策定、改廃、運用・実施、評価の過程に市民が参加することという理念をきちんと盛り込んでいくことが必要ではないかということと、あと、※のもう1つ目のところですが、市民が参加して意見を出し、議論し、政策形成を行っていくこととこれをきちんと入れていく必要があるだろうということをお願いしています。

それから、従来の市民参加制度の改善事項ということで、これも青木さんから、情報開示・公開の充実とか会議情報の開示、それから会議の公開原則の充実とか、そういったところをちゃんと改善していくべきだろうということで、ご意見をいただいています。

基本原則のところ、村中さんはじめいろいろな方からいただいているのですが、市民が主権者だということ。市民主体で自治を行うことが原則だということとをきちっと明記していくことが必要だろうということをご意見としていただいています。

基本原則の黒ポチの3つ目ですが、行政の持っている情報を市民がちゃんと共有して、市民が積極的にかかわれる仕組みとか場を柔軟に設置していくべきだろうと。茅ヶ崎の実態に合った形で。そういったところで意見をいただいています。

行政の責務ということで、青木さんがうまくまとめていただいたのですが、①から⑥まで出していただいています。まず、ステップとして①で、政策の構想段階を含めて、情報をちゃんと開示し、市民意見を聴取する。それから②のところ、プロセス・スケジュールを時間の余裕を持って設定するといったところ。それから③で、政策案について意見を求めるだけでなく、政策の検討段階から市民に参加を求めることをいただいています。それから④で、行政職員と市民が参加した検討組織づくり。そこに市民参加を充実していくこと。それから⑤で、関係者の議論で、新しい施策内容や案をまとめる。⑥で、学識の先生や検討会議のファシリテーター、そういった人とか業者を選ぶときに、ちゃんと市民の意見を尊重しながら決めていくということをお願いしています。

益永さんのほうから、その下の黒ポチのところですが、市政運営に市民の意見を直接反映する機会の保障といったところと、あと池田さんから、その4つ下になりますが、市民参加しても無駄と思われないこと。そういう場とか工夫が必要という意見をいただいております。

それから、2ページのところで、参加の実施時期ということについて、益永さんからいただいています。政策の企画立案をしようとするとき、事業を実施する段階で、市民参加の実施時期をちゃんと設けるべきだと。事前手続を基本とする等々、意見を

いただいています。

参加の対象事項ということで、益永さんから①から⑥の段階で市民参加の対象事項として意見をいただいているところです。

議会の市民参加対象の事項ということで、これも益永さんから意見をいただいています。重要な計画に類するものと。そのときに市民参加を実施していくとこととでいただいています。

市民参加の方法につきまして、これも益永さんから意見をいただいています。大きく①から⑤までありまして、市民参加手続ということと政策形成手続、それから市民意見提出手続、それから参加手法の組み合わせということとをあわせて考えていく中で、市民参加の方法を考えていくと。あと、⑤のところ、市民政策提案制度ということとで意見をいただいています。

あと、市民参加にかかわる権利侵害に対する救済措置というものを設けられないかということ、益永さんから意見をいただきました。

3ページのところ、最後の情報共有というところ、池田さんから意見をいただいております。まず、普段でいきますと自治会に説明、それから次に関係団体、それから最後に市民という順番になっていくと。そういった中で、情報の少ない自治会と意見が合わないことが少なくないといったところで、こういったところが改善していったほうがいいということ、下の3つ、意見をいただいているところです。

4ページ目以降につきましては、それぞれの手法について再度、課題や提案、解決の方法、方向性について、皆さんから意見をいただいているところです。

アンケートについては益永さんのほうから、郵送の場合の回収率の低くなる傾向といった問題点や、池田さんから再度、アンケートの結果が行政の都合のいいように、言いわけに使われてしまうということ、例示をいただきながら出していただきました。

そういった中で、池田さんのほうから、ちゃんと質問の意図とか背景とか現状などをアンケートに明記していくべきだろうということ、最後の矢印のところ意見をいただきましたので、入れてございます。

ヒアリング方式ですが、益永さんのほうからまず問題点として、場所とか時間の調整などの確認が必要。内容や時間にも制限があるということ、なるべくヒアリングの中でいろいろな意見を把握できるような方法が何か必要だろうということかと思ひます。

三浦さんのほうから、ヒアリング方式の矢印の1つ目ですが、各種団体や市民と行政との交流を深めるきっかけづくりという副次的な効果を有効に使いながら、ヒアリングをやっていたらどうかというご意見をいただきました。

モニター方式で、まず益永さんから、黒ポチの2つ目ですが、課題として、幅広い層に意見を聞くことに留意する必要があるということと、あと三浦さんから、モニターのマンネリ化を防ぐ必要があるといったことを意見としていただきまして、市内に勤務する市外居住者などもモニターとして入れていってはどうかということ意見をいただきました。

三浦さんから、モニター方式の一番下の矢印ですが、モニターした課題に関する会議への出席も可能にしたらどうかという意見をいただいています。

手法4のパブリックコメントにつきましては、4ページの右下の部分ですが、益永

さんから意見をいただいております、改善の方策ということで紹介させていただくと、下の3つの矢印の部分になりますが、セミプロの市民の意見を積極的に聞く運営が必要だろうということで、そういった中で、NPOに中間案と意見交換などを行う工夫が必要ではないかということをお願いしております。

パブリックコメントの続きで、5ページの右上になりますが、三浦さんのほうから意見をいただいております、改善の方策、方向性として矢印が3つございますが、パブリックコメント制度とは別に、もっと早い段階で市民が政策形成にかかわれるような、パブリックコメントに準じた制度の導入が必要ではないかといったところ。それから、市が手続不要と判断した案件についても、市民からの希望に応じて実施できる制度の検討が必要だろうという意見をいただいております。

手法6のシンポジウム、フォーラム方式のところ、益永さんと三浦さんから意見をいただいております。益永さんのほうについては課題の部分になりますが、多くの人の意識を高めて、共通認識を持つことができるという手法のメリットがある反面、一過性の知識に終わるといったところをどうしていくかということも課題として挙げられてございます。三浦さんからは、シンポジウム、フォーラムの方式として、市の単独開催ではなくて、NPOさんとかと共催してやってはどうかという意見をいただいております。

手法7の公聴会、説明会について、三浦さんから、まず課題として、出席者の意見を計画策定に反映させる担保が必要だろうということで、形式的な会議運営にならないようにということで、その仕組みづくりをどうしていくかという意見をいただきました。

益永さんからは、公聴会、説明会の部分で、多くの人の意識を高めて……これもさっきのと一緒ですね、ダブって書かせていただいております。

手法8の審議会、策定委員会で、まず真ん中の欄の下の方になりますが、池田さんからいただいた意見として、計画の策定段階とかで、回数が決まっているため緊急課題について審議できないとか、報告会になりがちという課題を挙げていただいております。それから、学識の方というのは市外からの委員さんが多くて、市内の事情をあまり理解していないというような課題もいただいております。

その解決の方法として、矢印で一番下に書いてございますが、緊急課題については現地で説明とか、審議委員に対して丁寧な説明が必要だろうということをお願いしております。

6ページに移りまして、益永さんから、審議会に対して課題とその解決の方向性について意見をいただいております。例えば、市長の諮問により調査・審議して、市長に答申するという形ですが、意見を述べるもので、会議自体の決定権限がないといったところを課題として挙げていただいております。

真ん中のところで、予算の関係から回数を決められているという中で、予算に縛られない会議運営が可能かといったようなところ。それから、委員の選考についてももう少し改善する必要があるのではないかとといったところで、いろいろと意見をいただいております。

下のほうで、三浦さんから審議会の改善の方向性として3ついただいております、附属機関と附属機関に準ずる機関の位置づけを明確にする必要があるといったことと、審議会の建議機能を積極的に活用していく仕組みができないかといったところ。

あと、報償費等々のルールづくりといったような意見をいただいています。

あと、手法9、ワークショップについて、益永さんから現状の課題として、一番左下のほうですが、進行の工夫とか話し合いをしかけるテクニックの力量をつけていく必要があるだろうと。また、成果の生かし方がどうなんだと。それをもうちょっと見直していく必要があるだろうということ意見いただきました。

最後、7ページですが、市民からの提案、要望書に関して、池田さんから意見をいただいています。まず、回答が遅い、回答がずれているといった課題。また、要望してもかなうことがないということで、市民は諦め感が残っているのではないかとということで、市民側に立つ職員を増やしていったらどうかということと、市民と職員とが学習する場が必要ではないかという意見をいただいているところです。

すみません、長くなりましたが、追加して皆さんからいろいろ意見をいただきまして、いろいろな方のご意見や考え方を伺うことができたかなと思います。

渋田さん

僕は、途中から参加したんですが、市長さんが市民の目線で、この条例は必要だよと。市長さんと同じような考えの方が多はずなんです。だからこそ、いわゆる市長さんの目線を見て、市長さんというのは茅ヶ崎市の代表者の目線を見て、市民の皆さんの賛同を多く得て、市議会へ市から条例案を出して、市議会のほうで通るよということ、僕はこの会ができて、できていたと解釈していたわけですよ。

まとめを見ると、僕は今回初めてモニターになったんだけど、モニターの数が僕は59番なんだよ。300人か400人のモニターを集めたかったんだけど、実際には100人ぐらいしかなかったので全員モニターにしたというのも実例なんだよ。

アンケートに書いてある内容なんかを僕も読みました。市長さんの目線を見て、ほかの市も条例をつくっているし、茅ヶ崎市も必要だと思うので、市民に問いかけるようなアンケートは条例が必要か否かだと思うんですよ。

で、その条文を議論するまで我々は、諮問というか、回答を求められているのかというのが2番なんだよ。

その辺のところをはっきり課長さんが説明すればいいんだけど、どうも課の意見ばかり出ているような、このアンケート調査みたいなのができているので、いろいろな意見が出ると思うんです。

市長さんも全部認めた上でのアンケート調査なのか、市民の目線で条例をつくりたいという、いわゆる役所提案の条文になるのか、それとも市議会のほうにこの間、1月からなられた人たちが、いわゆる議会として提案するのか。

石塚さん

今の話の中で、ちょっと長くなっちゃうから聞きたいんだけど、まず1つは、アンケートをやろうといった目的は何でしょうかといったときに、自治会へ説明したりという話のときに、自治会で案も決まっていなくてだめじゃないかという話になって、じゃあそれだったら、逆に言えば市民からいろいろな意見を聞いたらいんじゃないかという話になって、アンケートにしました。これが我々の全体の意見です。内容はね。

それで、その案に対して、前回作ってもらったものに対して、ちょっと懸念があったので、修正をお願いしたというのがこの間の。

で、アンケートを出す以上は、あくまで課でつくる部分でありますけれども、市が市民の皆さんに出すわけですから、市長が出したという形が本来なんです。つくった

のは部かもしれないけれども、趣旨がそうですから。内容自体の。これがアンケートの趣旨の内容です。

それから3つ目、先ほど言ったこの基本条例に対しては、初めはワークショップだけで、項目出しぐらいまでしかやらないというニュアンスがあった。ところが、それでは今までどおり、何も、案を出して、骨子案ぐらいまでつくったとしても、最終的に条文で全然変わった条文になってしまうから、それでは困ると。ですから、骨のある部分で、ほぼ条文に近い原案ぐらいまでのものは、この会で全体でつくりたいという趣旨で進めたい。これに対しては市長も、そういう形でいいですよ。方法はワークショップという形をとるけれども、初めはそういう意見を聞きながらという部分はあるけれども、この部分で案をつくってくださいと。それに対して、そういう方向で進めることを、条例案文の中で市長の了解をとって、今、進めています。

ですから、今回はスケジュールから考えたときに時間がないから、逆に言えば各グループの部分を大枠まとめていただきたい。まとめるに当たって、まとめた部分を、全体でやらなきゃいけない問題ですから、グループで案をつくったって意味ないですから、要はグループで検討した中で、それを全体会議にかけて、早急にまとめに進めていきたい。そのときには、Cグループとしては、今の部分で我々が今まで検案して、課題事項がいろいろあったと。今まで市民が参加する手段としての方法の中で、いろいろな、十何号かありますけれども、その中で実際にいろいろな懸念事項がいっぱいあると。

それに対して、どういう形でしたらいいのかというので、この間こういう案をつくった。そのときに、何をロックかければ市民の声が通るか、そういう条文にするべきだろうと。そういう案を今、まとめて、今発表してもらったということですから、これをどういうふうにするかということですから、アンケートの件はちょっと外していきたいと思います。いいですね。よろしいですか。

渋田さん

私は、サマータイムと同じように5条でつくればいいよという話もしたはずですよ。だから、僕は条文をつくるんだったら5条でという話も。

だから、アンケートをやった後は、基本だけつくって、それでまた別な委員会でつくればいいんだよ。今お話があったように、条文までつくるんだったら、30条とか40条ある条文をつくる必要はないという話をしたはずだよ。

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

それで、そのとき、これから条文を、項目とか内容を考えていくことになると思うのですが、まず、この段階で少し抜けているところとかがあったり、あと、手法の部分で言えば新たな手法というものもあるかと思うので、抜けている部分について本日、議論できれば。

石塚さん

だから、この部分で、これを読んで、非常に皆さんよくまとめてもらったなと僕は思ったんです。内容自体ね。このときに、村中さんが言われているように、あくまで行政側が市民参加ということに対して意識を変えてほしいと。市民の代表で来ているメンバーは、いつもそういった部分で非常にづらい思いをしているよと。だからもっとやり甲斐がある方法にしたいというのが趣旨ですよということが大きな意義で、市民が参加することを行政がきちっと認めて、市民の権利としてこれを認めるよというのを、この市民参加条例にしていく。だから、行政参加条例ということでもいいですよ、わかりやすくすればね。そのときの担保される条項はこうですよ。項目はこうですよという形を、この市民参加条例で決めていきたいということにしたということ

で、僕はそれでいいと思うんです。

ですから、一応まとめてもらったのは、非常に僕はこれでいいんだけど、1つだけ気になるのは、情報共有に対して、この項目自体が、今、市は発表したというんだけど、提供しているといってもいろいろな手段が、非常に悪いわけ。

例えばアンケートひとつにしても何にしても、「した」という表現と、意見が出てきても、「意見がありました」と。じゃあそれをどういうふういろいろな行政に返したんですかという、そういう骨がない。それから実質的にないということ自体をどうやったら担保できるかということで、今、みんなに出してもらった項目が、本当に有意義かどうかというのはちょっと検証しながら、僕は項目出ししたらいいんじゃないかなと。

だからあくまで、何かやるにしても、今、渋谷さんが言ったように、2日前にももらった資料で読んで、一応来たよと。でも、読んだけど、ちょっとやばいなと思うことと、こんなんでいいの、これで市民参加になるの、ほんとうに意見を言ったら反映してくれるの、という部分に対して、反映するところは少なかったかなという感じがアンケートにあると。

だから僕は、逆に言えばその辺のところ、意識共有するのに本当に、どうしたら市民が納得する形になるのかということロックしていきたい。

で、今日もらった資料で、他の市の条例が書いてあるけれども、項目は入っているけれども、実際にその色がほんとうに市民参加になったのかなと。条文自体が、参加条例になっているけれど、ちょっとそんな感じがするので、我々が今、最大の論議している、ほんとうの意味でやりがいと意見を出して自分の時間を使ったときに、あ、行政変わったな、よくなったなという満足感が出るような条文にする。その辺のところをきちっと、行政が変わってもらえれば、僕はそれでいいんじゃないかと。

だから、先ほど渋谷さんが言われていたように、市長が市長がと言うけれど、市長は変えることを約束したんだと。だけど、やり方と方法を行政の職員が理解していないから、一緒にやってくださいという意味でやっているんだと、捉えているんです。そこまではいいですね。

村中さん

ありがとうございます。基本的な考え方が、こんなにたくさん出てくると私は思っていなかったもので、すごくよかったなと思っているんです。

中村さん

非常にまとまっているね。

村中さん

そう。で、たくさん出していただいたので。で、この間、自治基本条例の、市民参加の、松下さんのところで、松下さんが、今回、市民参加条例をつくられるのだけれど、他市と同じような市民参加条例をつくるんでしょうね、みたいなことを言われたんですよ。今までと同じでと。

私は、それは嫌なので、そういうふうにしたくないというふうになっているから、他市と同じではない、新しいちゃんと市民参加の方法もきちんと入れた形で作りたいなと思っています。

青木さんが基本的な考え方のところ、行政の責務みたいところで言っていることは、やはり一番、すごく茅ヶ崎にとっては重要なかなと思うし、あと、市民側からアクションを起こす場合の市民参加というのが、私は、いつどこでとか、どういうところかというのではなくて、いつでも起こせる。それがすごく重要なので、そのところが入らないと、条例をつくった意味がないかなと思っています。

石塚さん 今回、つくったわけでしょう、考え方としては。一応、市民が意見を言った場合に、その意見に対してちゃんと広報で載せるよという部分ができたんだよね。

池田さん 相談に来た人の話を、きちんと載せる。

村中さん それは、相談した人の話を結果として載せますという話だから、私はその結果として載せませんじゃなくて、それにどう対応したかということが重要だというふうに思っているという話をこの間したので、その辺はちょっと違うところだと。

中村さん この、いろいろな問題点を指摘されている、整理されているのですが、例えば具体的な例を考えて、それでもってこれを検証してみたらいいと思うんです。市長の部屋が。例えば、例として、市庁舎建てかえ。これは、市長はもう賛成、市民の理解を得ているというか、民意を反映させてやっているような言い方をされているけれど、実際にそうかなということで、もう一度市民の意見をとろうと。何かの方法で。パブリックコメントでもいいし住民投票でもいいし。それを自治基本条例、これに基づいてできるのかと。できるときに、本当にできるかと。そのためにはいろいろ、おそらく反対するでしょう。市長はそんなことはだめですと。でも、そういうことが、重要なことができなければ、実態として市民参加条例というのは、行政側の都合よいに利用される危険性があるんです。

だから、それをするには市民としてはどうしたらいいのかということ、問題意識の中に入れて検討していくのが1つのやり方ではないかなと思っています。

石塚さん 例えば、建てかえは行政運営内容でなるんだと。なるんだけど、行政運用内容なのか。建てかえなくてもいいんじゃないのという考え方と、建てかえたほうがいいよという意見のとね。

中村さん いろいろあるんだけど、非常に問題だったのは、市民の検討委員会というのをつくったんですよ。それは、検討委員会が課せられたあれば、要するに建てかえという前提で議論してくださいと、こうなっていたわけですよ。

だけど、それをやったら、建てかえもあるし、ほかの手段、耐震改修もありますよね。ところが耐震改修はもう検討から外れて、市長が言っている、今、市民にも理解していただいているような発言は、1つは、そこの委員会の意見がそうだったということ。当然そうなりますよね、建てかえ前提だから。もう1つは、パブリックコメントを言っているのですが。あと説明会。でも、パブリックコメントも、反対のほうが多いんですよ。反対のほうが多いんだけど、総合的に判断してこうしましたとなるし。

だから、そういうことで行政がするとなると、市民参加というのは事実上はもうないに等しくなってしまうので、それをどういうふうにしたら、本当の市民参加ができるのかということのを頭に置いて検討してもらいたいなと思っています。

石塚さん 村中さんが書いたのが、みんなが、我々がこう思ったからこういうふうに行政に提案すると。質問というか一番最後の項目で、自由にいつでも出せるという項目がね。何だっけ。

村中さん 7ページですね。新しい市民参加みたいところで。

石塚さん うん。市民参加の考え方。ここのところに、市民の声が、仮に2%ぐらいのメンバーが、建てかえ反対と。建てかえをするんだったらこういう案がしてくださいと仮に出したら、市はどうするのかなという部分でね。リコールまでは行かないけれども、そういう、もろ手を挙げるときに、じゃあ市民がどういうふうに闘えるのかというこ

とが、大きな。それをロックかけるのがこの意味だと僕は思っているんです。意味としては。

村中さん

だから、そこのところがきちっとできるような行政運用ができればいいのかなと。最終的には住民投票だと思うんですよ。最終的には市民参加で決めていくってところは、住民投票も入れなきゃいけないと、全体的には思うんですけども、その前に、もうどこで入っていくかというので、今できていない部分で入っていくところというのはたくさんあるし、その間でも、市民のほうで独自に提案をしていったりとか、仕組みを反対にやっていくという形ができるかどうかというところなので。

中村さん

だから、5ページ一番右上に、三浦さんが言われたような、これ、市が手続不要と判断した案件について、こういうことも市民が希望してできるような。これはちょっと僕、それに関連して考えてきたんですけども、そういうことをしないと、「いや、そんなの必要ないよ」で終わっちゃうので。

だけど、選挙のマニフェストにも何も書かないで、建てかえ反対した候補者の合計得票数のほうで市長を上回っているという状況であってね。それを、いや、必要ないと市長が判断して何もしなければ、それは今のあれではできるわけです。それを市民参加条例でどういうふうにしたらできるのかというのが、私の1つの追及していくテーマだなと思っています。

村中さん

中村さんは、住民投票まで行かなくても、その前に市民としてもう1回考え直してほしいというような提案をできるような趣旨で。

中村さん

そうですね。市長はほんとうに市民がそう思っているという、それがね。そういうことはほんとうにそうなのかという検証をしたいんですよ。それがほんとうに、市民が「いや、建てかえがいいよ」ということであれば、別にそれはそうであるけれど、どうもね。状況は違う。状況が今は違うので、それを、いやと言って。

村中さん

住民投票まで行かない、もうちょっと下のクリアできるような状況でできるシステムが欲しい。

中村さん

そうですね。とりあえずはそうですね。もちろん住民投票は必要なんです。ほんとうは必要なんだけど、ここまでやるのはとてもだめだし、今の条例ではせいぜい市長を変える、リコール的なことしかできませんからね。法制上。もうそれを変えていかないと、住民投票をやろうとやって、市長がやらないと言ったらだめでしょうしね。

石塚さん

でも、強引にやろうとしたらリコールするしかないんだよね、今は。

中村さん

うん。リコールだけなんですよね、今は。

石塚さん

方法論がね。だから、逆に言えば、仮に5,000人か1万人ぐらいの署名をつかって、反対と仮に出したときにどうなの、というぐらいの部分がね。それは市民ですよ。今、公聴会やったって、パブコメやったとしても、100人しか集まらなくて、そのうち参加者がみんな反対って言っているのに、「行政は諸般の事情をかんがみてやることに決めました」と。どうして決めたんだというのが見えないわけですよ。

だから、そういった意味をロックかけたいということが中村さんの趣旨だと思うので。

中村さん

そうですね。今は住民投票しても、リコール以外だったら、仮にそれを住民から要求されても、市長がうんと言わなきゃ議会に諮れないんですよ。議会に諮らなくていいんだから、もう市長の一存ですよ、これは。

だけど、それでほんとうにいいのかなと。ほんとうに市民の、市民サービスにかかわるようなこと、これは財政上の問題が非常に大きくてね。そういうものについて、市長が必要ないよと言ってやられたら、それはもう何も無視できるわけですよ、今は。リコール以外は。

だから、そういうことまで市民が踏み込んでいかないと、本当の市民の行政参加というのは、それはないんじゃないか。

池田さん

私たちが、私などが自然関係のところで、何かいろいろな要望とかお願いとかを出したときに、それは総合計画に載っていないからやれないんです、予算がついていないからしないんですという話をされていたんです。私は素直な人間なのでそれを聞いていたんですけれども。

ところが、総合計画に書いていないことがぼんとできちゃうわけですよ。私、その決定がどこで決定されてどういうふうになっているのかがよくわからない。

市庁舎建てかえのときも、公共施設の建てかえの話はずっとあったんですよ。それが、何だか知らないうちに、私がですよ、私が知らないうちに、建てかえの話にすりかわっている。公共施設の中に市庁舎の建てかえの話も一緒に入り込んでいたんですよ。それで、私たちが早く建てかえたほうがいいんじゃないかなと思っているような施設をやめて、市庁舎のところへ全部行きますみたいな話になってきているんです。

そこも、私はどこが決定して、庁内で会議して、多分いろいろな大きなことは決めているのだと思うんですが、それが見えてこないんですよ。で、見えてきたときには、もう既に決定になって、市民が。

だから、そこのところで、未成熟な情報だったりして、市民に知らせられないということがあってしょうけれど、そこのところが私にはよくわからない。

私がおわるところでは柳島のキャンプ場なのですが、あれも23年度の中では移譲に関する手続をしますと書かれていたんですよ。だから、そこのところで何かされると私は思っていなかった。総合計画に載っていなかったから。

そうしたらこの間いきなり、5月27日に記者発表があつて、ああいうふうに出たんです。やりますと。1億円かけてしますというふうに出たんですよ。県から8,000万円もらって、2,000万円はうちのほうでしますと。ああいうふうに書かれていたら、もう決定だと思いますよね。

で、この間説明がやつとあつて、自然関係のところが一番最後の説明だったのですが、それはいかなものかみたいな話になったら、それは決定じゃないという話になったんですよ。それはもう全然わからない。私は市庁舎の建てかえなんて、お金が、規模があまりに大きくてよくわからないけれど、柳島みたいな話だと身近だし、いろいろなことがあるので、すごくよくわかりません。

その前に道路のつけかえの話があつて、それも急に決定されちゃったんですけれども、そこを使うんですよ、このキャンプ場に。それとそれはもう一体となって、前から計画していたのねと思いますよね。もう、不信感が山ですよ。

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

青木さんが1ページに書いている、行政の責務のところで、やはり政策の形成過程のところから市民参加ということを書いていたと思いますけれども。

池田さん
中村さん

ええ。あまりに不透明。

そうですね。それで、例えばパブリックコメントをやったんですが、そのときの提

出している資料というのが極めてお粗末で、というか不足しています。例えば長期的な、これをやることによってお金をかけるわけでしょう。財政が苦しい中でやるんだから。それが、投資以外の市民サービスにどのような影響があるのかというような説明が一切ないです。それはもう、全然ほかのサービスに対する説明は一切ない。それから、これによって長期的な観点から茅ヶ崎市の財政がどうなるかという説明もない。

要するに、あのパブリックコメントは、財政的にも問題ありませんよと。ほかのサービスも、投資以外の市民サービスも変わりませんよという前提として意見を求めているようなことに、結果的にはなっています。

だけどそれは、現実を反映しているとは限らない。だからそういうものも、市民が最初からパブリックコメントをやるとき、そういう企画をするときは、大規模投資をするときは、こういう情報を出してくれと。財政が長期的にどうなるのか、それも出してくれと。それは市民の知恵で、それで市民が判断するために必要な材料は全部出させる。そういうことまでかかわっていかないと、また同じことが起こる。

石塚さん

せっかく行政の人がいるじゃないですか。今、僕らの話した内容で、こういうふうにやったら市民の話は乗れるよと、何かあります。

池田さん

そうですね。それから、こういうことをされたら困るとかね。ここまでされると困るとかね。自分の仕事なんだから、それは市民がすべきことではないでしょうかということがあると、私は思うんですけども。ありません？

渋田さん

そこまで言うと、僕は公務員長くやっていたから。そういう公務員ではだめだよという時代になったんだよ。

石塚さん

もし、我々が今、何をロックしたらやれるようになるのか、ちょっと教えてくれなかな。そつと。

久永さん

いや、できるようにしなきゃいけないですよ。

(市職員)

池田さん

そうですね。

渋田さん

そう思うよ。変わったんだよ、今。市民の目線でできる市役所の職員を採用すると行って、彼は9年間採用を始めたわけだから。今の市長はね。

中村さん

結論を言えば、市長ですよ。市長の考え次第。市長がどこまで本気でやるか。

石塚さん

でも、逆に言ったら、今の行政自体が、初めいいと思ってやれたんだけど、引越してきたんだけど、財産をここへ登記しましたと。で、あまりにも行政が悪いから転居したいと。しいては、おれのこの財産の部分をきちっとどうかして転居費用を出せという形で裁判を起こしたときにね。それを市長がちゃんと受けてくれるかどうか。意味はね。つまり、ちゃんとやるならおれはここに住むよと。でも、やらないんなら転居したい。

そのとき、今は、転居するのはあなたの勝手、補償なんかしませんと。市民税はきちっと払ってくださいと。年度末まで払ってくださいと。先払いして、転居したら後で還付しますよというのが今の体制だから。そういうぐらゐの意味をやるぐらゐにしないと、本当は行政は動いてくれないんだらうなと僕は思う。茅ヶ崎の23万のうち、地主様が10万人いたら、10万人がそれぐらゐのことをやらないとうんと言わないんだらうなと僕は思う。

だから、そのぐらゐ、今、この市民参加条例の中で意味を持っているんです。それ

をやるためにはどうやったらちゃんと向き合ってくれるのかなど。

逆に言えば、相談に行ったときに、これはこういうふうにとるといいよ、とそっと書いてくれて、ここここここに行って、ここにこういう条例があるからこれでロックかけて、ここ3カ所回ってきなさいよ、そうしたら私がちゃんとまとめてやるからと、こういうふうに言ってくれる職員がいたら。

それぐらいの部分が今の部分なんだよね。ところが今は逆なんだよね。何かやろうとすると、すぐ誰かに頼んで、業者さんに頼んで、設計図つくれと。他市はどうやっているかと資料を集めて、それにお金をかけるじゃないですか。で、最後には、他のやった事例でこうですって。私の仕事は何かといったら判こを押すだけという。ちょっとひどいけれど、それに近い状況があるなと思うんです。

それなんで、できたらちょっと、こういうふうにとるとできるよと、ちょっと教えてくれないかな。

三浦さん
(市職員)

こういうふうにとるとするか、さっきからの池田さんの話の中での情報の部分なんですけれども、結局この間のペーパーだとして出していただいて、説明していないんですが、情報の出し方がやはり一番。あれをつくって改めて思ったんですけれども、問題があるのかなと思いました。

結局、未成熟ということの線引きというか、それはもう曖昧そのものでして、前たしか石塚さんが意見、石塚さんだったと思うのですが、未成熟な情報だとして出して、市民が、受ける側がそれをもって、そういう情報だという認識をしていけば、どんどん出すべきだという意見があつて、それはある意味もつともだと思うんです。これは決定情報ではないということを受けたほうの、市民の皆さんにも本当にそう思っていたらいいのであれば、後で変わることもあるよということですよ。それを前提に出すのであれば、それもありませんかと思いました。

ただ一方で、情報公開条例の中にある条文ですとか、この間資料で添付した裁判のときの判例のああいう情報ですとか、あれは出すべきではないという考え方があるのも、これは現実の問題と事実。そのどこまでが内部情報を出せなくて、ということ。

今だと、ある意味、そのままでいけば、これは内部情報だからということで全部出さなくて済んでしまうというのが現実にあると思うんです。それが、だからもう少し、できるだけ恣意的に判断をする部分ではなくて、オートマチックに判断できるような、ルールができればいいのかなど。

石塚さん

でも、ちょっと今の話、逆なんだよ。条例の中では、情報公開をするとなっていて、すべてのものは情報公開すると決まったんだから。決まったものに対して、今、行政はやっていないだけなんだよ。やっていないこと自体を正当化したらおかしい。だって、基本条例できちっと書いてあるんだから。情報公開すると。内容は。

で、するということに対して、手段と方法を書いていないからやらないんだと言っているだけなんだよ。やらなきゃいけないんだもの。市民が知る権利があるんだから。

それをやらない。これは未成熟だという言葉に置きかえてやったり、それからひどいのは、ある人に出した資料はこんなに厚いのに、我々に出したのはいくらもやつで、そのぺらぺらも若干うそが書いてあるんだよ。こっちと全然違うんだよ。趣旨が違って内容が違って規模が違う。それを平気で説明会をやっているんですよ。それが本当にあつて、これ、両方出したら、本当を言ったら懲戒免職ですよ。普通の会社で

言ったら詐欺罪になる。

それぐらいのものを平気で行政はやっていて、これは情報ですよということにおきかかわっているから、それはおかしいと。あくまで情報はきちっと開示すべきだ。それを使うか使わないかは使う人の権利であるし、それが市民の権利だと僕は思っている。

だから、その権利を、今言ったように使い分けていること自体が、行政の悪さだと。

三浦さん
(市職員)

それを正当化するのではなくて、今の仕組みの中でそういう理念が。今おっしゃった理念というのは、今の基本方針の中にもある意味書いてあるんです、最初から出しますよと。それが現実の問題として、できていない言いわけにそういうものが使われているのが現状なので、それを変えていく必要がある。そういうことです。僕はそれを正当化しているわけではない。

石塚さん

だから僕はさっき冒頭に、情報共有というものはほんとうどうなのというのは、きちんとね。

村中さん

それがどうして日常的にそういう状況になってしまうのかというのは、理由はあります？ 面倒くさいからとか、出すとうるさいからとか、そういうふうなところと、あと、行政が法令的にそういうようなものが当たり前だというふうに思って仕事をしているからとか。

私、審議会の話が来ましてでしょう。ああいうのも、どうして開示ができないかという理由がないにもかかわらず、原則公開なのにもかかわらず非公開にする理由というのが、本当に特別これは非公開にしなければだめというものしか非公開にできないという状況だと私たちは思っているし、そういうふうに条例にも書いてあると思っ

石井さん
(市職員)

ているけれども、行政の慣例としてそういうふうに行っているということのほうが多いとか、その辺がすごく、私たちとしてはおかしいと思うんですけれども。どうですか。会議の公開非公開のことで考えるのであれば、委嘱式そのものはセレモニーですから、その会議の公開非公開の話とはまたちょっと別なのかなと。だから、公開しても別に構わないものだと私は思います。

村中さん

でしょう。最初から公開しても構わないものでしょう。

石井さん
(市職員)

審議会の会議とはまた別だと思うので。ですから、委嘱式を受ける側が、私は嫌だという人がもしいるのであれば非公開にしなければいけないと思うんですが、そういうわけではないのであれば、そこは別に非公開にしなければならないという理由はないと思います。

渋田さん

一言だけ。すみません、この茅ヶ崎市の基本条例の説明会みたいなのがあったわけですよ。そのときに、特に22条と、苦情への対応とね、それから監査についての公開が全然なされていませんでしたと。22年の4月からあって、1年目のことしになってね。で、それについて、至急やりますというようなお話も担当課の課長さんのほうからあった。

僕が一言言いたいのは、この22条の苦情等への対応。僕は、石油ショックというのが昭和48年ごろあったんですよ。で、僕が一番初めに辞令をもらったのが、私も公務員だったんで、苦情処理係長という辞令をもらって3日目で、それで私、1年半ぐらい日本中を駆けずり回って、デパートなんかに行って、トイレトペーパーを出しなさいとか、そういう役をやっていたんですよ。それで帰ってきては、1日に5,000通ぐらい来る国民の皆さんからののはがきなんかを、10部コピーをとって、1

部は時の総理大臣だった田中角栄さんのところへとかお送りして。そういう役をやっていたんです。

だからこそ、この茅ヶ崎市のほうで、ほんとうに22条とか23条をやったら、1日も早くみどりの窓口みたいなものをつくって、優秀な皆さん、そこに課長さんがおられるので、できればそこにいてもらおうと、我々の心もよくわかっているので、いわゆる22条、23条が実行できると。

中村さん

例えば、具体例でしましょうか。ちょっと聞きますけれど、例えば断層のあれがありますよね。茅ヶ崎市でおそらく断層があって、この前ある考古学や何かそういうものを掘ったりしている人が言っていたのは、本当は情報あるんですって。断層の。だけどそれを公開すると大変なことになっちゃう。それが本当かどうか知りませんが、やはり掘ったりしていると断層というのはわかってくるんだって。

そのときに、情報はあっても、それをやると土地の値段が落ちるとか、住んでいる人で被害を受ける人も出てくるとか、そういうことを考えると、情報公開にはふさわしくないんじゃないかなという判断があるんじゃないか。そんなことを言っていましたよ。

それが真実かどうかはわかりません。事實は。だけれど、そういう場面も出てくると思います。だから、情報公開をむやみにはできないという、おそらく市の考え方もあるんですが、一方ではこれ、知らないでそこを買っちゃった人、新たにその土地を買っちゃった人というのはまた被害を受けるわけですよね。利害が相反する、情報公開によって利害が相反する人たちが出てくるわけです。それを市はどのように考えているのか。

これはややこしい問題だけれど、でも、それを市の独断で、はっきりした基本方針がなくてやると、みんな隠れちゃうんですよ。この人に被害があるから。ことに土地の場合は、はっきり言って不動産会社はどうでもいいんです、売ればいから。だからそんなものは出してもらいたくないわけですよね、それやれば売れなくなっちゃうんだから。

そうすると、市の、あるいは議会のあれが、土建行政、箱もの行政型のあれだと、どうしても出したいくないということも働くかもしれない。

石塚さん

断層帯の件は、茅ヶ崎市はないということは間違いない。がけ崩れの場所はあるかもしれないけれども、断層帯はない。砂地だから。完全にね。6,500万年前はこのところずっと海だし、砂でたまってきて、ない。

渋田さん

地質調査所のほうで破碎角の調査をやっているの。ごめんなさい。それで全国に地図があるんですよ。茅ヶ崎市は、もらおうと思えばもらえるんですよ。その国の機関に言えば必ずくれるんですよ。それを市民に渡すか渡さないかというのは茅ヶ崎市の判断になっているんです。

だから、そういうことをちゃんと。茅ヶ崎市が持っているんだから、今度の今やっている、対応されている課なんか、茅ヶ崎の地図みたいなものを出して5.8メートル、あれじゃなくて、本当の破碎角、茅ヶ崎市内で破碎角はここにあるんです。私は見えています。だから、国土地理院の断層の地図と、破碎角の地図を、茅ヶ崎市はもっているはずなんです。ただそれを市民に渡すか渡さないか、見せるかどうか、この基本条例ができれば見せざるを得なくなると思うんですよ。だからこそ私は、1日も早く、今建てられている家のところで、地震が来たら、あなたのところは千葉県

と同じように、いわゆる破砕角で水が上がってきますよとか、すぐにわかるようになっているんですよ。調査していますから、国は。国土地理院と地質調査所で。地質調査所で5メートルまでやって調査してあるんですよ。地上から5メートル。みんなあるんですよ。私の、1万分の1ぐらいの地図がありますよ。

それらを、わかっている人たちが言わないで、皆さんがやっているようなことは、市民の、いわゆる茅ヶ崎市民の目線で、市長さんが考えておられることに反するような気がするんですよ。私はそこだけは言うておきます。

ファシリ
テーター
(能率協会:岸田)

村中さんから、新しい市民参加の手法として、例えば、適宜市民参加ができるような体制をつくっておくというお話をいただいたのですが。日常的に市民が行ったら市民参加がちゃんとできるような。どのような場があったらいいというのを教えていただいてもよろしいですか。

池田さん

結局、日常的に市民参加は、市民はできるはずですよ。だけどそれを受け入れる側の問題。で、それについて、ルールが必要かどうかということにもまたなってくると、私にはちょっとよくわからないのだけれど、業務の中でだったら普通にちゃんとやるだろう、みたいな。それがあれだろうと思うのだけれど、各課でやり方が違ったりとか、個人の資質の問題みたいになっちゃうのはよくないので、一応、だから基本的なルールは決めて、どこへ行ってもどの職員と対応しても、ちゃんと市民が参加して、自分たちのまちづくりに自分たちが参加できるようにしていくという、その意味はよくわかるんですけど。

だから、市民がというよりは、受ける側かなと。私はやはりどうしてもそのところに行き当たっちゃうんです。市民が、多分行政の人たちは、市民に幾らいろいろな働きかけをしても市民が参加してくれないというふうに思っているかもしれないけれど、私のほうからすると、参加している市民からすると、受け入れ側がどうなの、というふうに思ってしまう。

石塚さん

今そういう、もうちょっと言うと、今やらなきゃいけないことの全体の資料を、職員が持っているのと、ある程度思うんですよ。自分が今持っている、例えば今、80本ぐらい計画がありますよね、いろいろな計画が。その計画の、自分の課が持っている担当のセクションがあるじゃないですか。そこを、自分たちが本当に理解しているというのが、ちょっとわからないんです。

村中さん
石塚さん

でも、理解しているというのが前提じゃないと話は始まらないんじゃないですか。そう、始まらないの。だから、理解していないこと自体をばかす意味で、内容が変わってくるんじゃないか。だから、今つくっている内容を論議して、資料をつくって、まとまった資料に対して、いいかげんな資料をつくる、違う資料をつくること自体は、これは違法行為なのに。決まっていないことを勝手につくるんだから違法なんだよね。だけど、それがまかり通っちゃっていること自体が問題だろうと。指摘されたときに初めて「えっ」「えっ」なんていう感じでね。そういう部分じゃなくて、ほんとうにちゃんと勉強してくれているのかなと。

僕は、逆に言うと、80本の計画を各セクションで、やらなきゃいけない項目を一覧表をずっと出して、半年ごとに進捗管理して、やれたかやれないかを理解して、もしできなかつたら宣言して、できませんでしたと。本当にそう言うセクションがあったら、市民は納得すると思うの。それを、やれなかったことをやったようにしなきゃいけないから、置きかえた部分だけを発表するから、いつもやったことだけができて、

やれなかったことは消えているわけです。で、ある日突然人事があつたりなんかして、県が予算をつけると、すぐそこに、さも昔からあつたような部分を持ってきて、くっつけてやっちゃう。

それ自体は本当に反省しろと。僕はある部分で思うのだけれど、そういう部分が、僕は問題を本当に理解しているのかなと。80本の計画の中で、自分が何を。事業計画の中でもそうだし、総合計画の中でも、自分の課が受けている内容は何かと、理解していないと本当はいけないんだよね。理解して、何をやらなきゃいけないか、今年度は何をしなきゃいけないかというのを全部理解しているわけなんだよ。だけど、そこが全部飛んでるんじゃないかと。僕はそういう感じがちょっとするんですよ。

だから、それを本当に、情報公開というのであれば、できたかできなかったか、やろうとしたのか、やる項目はわかっているのか、宣言して、でもやれなかったと宣言すればいいんだと僕は思うんだよ。そこをしないで、やったことだけを発表するから、いつもしり切れとんぼでね。市民から「言ってることおかしいんじゃない」と言われると「えっ」というんで黙っちゃうんじゃないかなと。しゃべらない方がいいことだと。しゃべっちゃいけない、というのがあるのかなという気がするんだけど。

村中さん

そうですね。いろいろな計画の、各計画の中で、環境基本計画は特にそうですが、年次報告書というのを出して、やはりこれをやりましたというのが出てくるんですけれども、やらなかったこと、やれなかったことも、この頃は出すようになったんです。それはもう、審議会の中でいっぱい言っているのです。

だから、それをどういうふうにしたかというのが問題で、すごく重要で、この課題を解決するためにこういうことが一番、お金をかけずに効率的に、いい施策だったかどうかというところがあると思うんですよ。そういうことを、やはり自分たちがどう評価していくか。自分たちで1回評価したのと、私たち審議会とか市民が評価していくということと両方あると思うんですけど。

その辺が多分、一番、課長さんがそれを把握していて、ちゃんと各課の職員がそれを認識していれば、総合的に物事を考えてそういうふうになっていくということだと思うのだけれど、そののところに不信感がいっぱいあるんですよ。今は信頼関係が結ばれていないから。池田さんじゃないけれど、信頼すること自体がね。

池田さん

私はおかしいと思うんですよ。私は行政職員を信頼するっておかしいと思うんです。

村中さん

信頼して当たり前。

池田さん

当たり前っていうか、だって仕事でしているわけでしょう。それは仕事でしている人のことを仕事で信頼、それ、信頼って言います？ 行政職員と信頼関係を結ぶっておかしいと私は思うんですよ。

村中さん

やってくれるのが当たり前なのに信頼関係を結ばなきゃいけない、市民のほうで、ということがおかしい。

池田さん

そうそう。おかしいんじゃないのって。村中さんはよく信頼関係がと言うんだけど、私は信頼はおかしいと思うんですよ。

渋田さん

うそついちゃ絶対にいけないだよ、公務員は。

池田さん

うそをついているっていう前提でなんか、私なんか思っていないから。

石塚さん

いや、本当に計画があると、やってくれているんだと思っているわけ。それをたまたま発表していないだけだと思う。文章が多過ぎるから発表していないだけだと思う

ているだけなんだよ。ところが、「えっ、そんなのあったの、知らないよ」というニュアンスで対応するから。

渋田さん

市役所が地震で壊れちゃったというのが、市議会なんかでも出たんだよ。本当に壊れたのを見たら、壊れたんじゃないんだよな。それはもう皆さんのほうがよく知っているんだよ。建てかえのあれもそうなんだよ。60年もね。

久永さん
(市職員)

これ、議事録的に残っちゃうとどうしようかなと思うんですけど、実は石塚さんがおっしゃっていたり池田さんとか村中さんがおっしゃっている内容って、この自治基本条例の11条から15条まで、ここにもものすごい関係があって。1つが、今は市民相談課で、審議会を持っていないんです。課としての諮問する機関がないんです。男女のときはあったんですけど。

そうすると、そこに集まってきてくれる市民の方って、ある程度規制がかかっちゃっているじゃないですか。組織とか推薦母体があって、一般公募市民というのがあって、その一般公募市民が別の審議会に行こうと思うと行かないんです。今のルールの中で。

村中さん

そんなことはないけど。

久永さん
(市職員)

要は、一般公募では行かないでしょう。ということは、例えば環境審議会、総合計画審議会、それから男女の審議会みたいなものがあるって、いろいろなところに市民の方が2つも3つも入れると、まず全体の情報がわかるじゃないですか。それと同時に、行政も同じなんです。一番議会の担当課というのはその審議会しかわからない。

だから、この11条でいっている職員の責務、11条の3項で言っている職員の責務で、一体何と。自治基本条例って、これ、じゃあ誰のためにつくったのというところが、職員の中に明確になってこない、職員間の情報共有ができていないのに、自分のところの審議会だけで考えるから、情報に偏りがあるような気がするんです。

そこを、職員間がどういうふうに意識をするのかということ、それから、市民の皆様が参加してくるといって、その参加という考え方に規制をかけているのかかけていないのかということももう1回考えないと、みんなが情報を片方ずつしか持っていないのか、その情報知りません、という中で会議を開いているわけでしょう。

で、実際に審議会の中で、担当課の判断で他の課を呼ぶことができますよといっても、現実には呼べるかといったらなかなか呼んでいない。環境審議会だけなんです、呼んでいるのは。それ以外のところってそうそう呼んでいないですよ。

そうすると、情報の共有というのをどういうふうに図っていますかというのは、職員の中でも、本当は共有しなきゃいけない情報があるんじゃないのかなと。そこがしっかりとできないと、例えば市民参加条例をつくったとしても、行政職員の意識が何も変わってこない。参加条例だけになっちゃう。絵にかいたぼたもちで、飾ってありますよといっても、職員がそれをしっかりと認識できるかどうかということが大きい課題だと、私は思っています。

石塚さん

私は、基本条例のときに、我々つくったんですよ。市民の部分がきちっとできるように。憲法的な部分も入れてつくったのに、行政は、行政運用手続の基本条例みたいな感じでつくっているわけ。だから、そのところに矛盾がありますよと。矛盾があるから、今回は参加条例のときに、きちっとそれをロックかけたいということがものすごいパワーを持っているわけ。だから、そのところだけを一點的に詰めてきているわけですよ。

ですから、それをやるためには、逆に言えばこれも執行したら、参加条例をやったら、基本条例の内容を若干変えないといけなくなる。意味としてはね。3年間は変えないと言っているから。

でも、参加条例を決めたときに、条例は全部一緒だから、参加するための権限と、その権利と方法論は先にロックがかかるわけじゃないですか。そうすると、基本条例と矛盾した場合には、3年後はそこが見直されるわけですよ。そうすると、本来の、市民が4年半かかってつくった趣旨の内容に戻ってくるんだらうと。そのところを今、我々はねらっております。

だから、参加するためには情報公開をやって、その公開するときに行政側が、我々の意見をちゃんと聞いて運用することに、「よし、やろう」という判断のもとに運用していかない限り、進まないんだと思っている。

村中さん

もうちょっと、久永さんが言ったのは広い意味で、その行政側の職員が全体をきちっと把握できるような状況に、今なっていないんですよ。審議会とかもそうですけれども。

5. 全体討議

- ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
- 議論の途中だと思いますが、全体で、各グループの意見の取りまとめの方法について話したいのですが、よろしいでしょうか。
- 本日までのA、B、Cの意見を、まずそれぞれでまとめますが、それを全体で調整していく必要がございます。それで、そのための資料を次回どういうふうにつくっていくかということで、大きくはA、B、Cで出てきた意見を事務局サイドであずかって、ここが共通意見だなというたたき台をつくらせていただいて、それをベースに次回もんでいただくというのが1つあるかと思えます。
- それから、今回アンケートでやったようなやり方で、皆さんで参加したい方は取りまとめの作業にもかかわっていただくと。
- 大きくその2つのやり方があるかなと思えますが、いかがでしょうか。
- 濱村さん
- これ、全体で2回ってというのはできないの。こういう会で2回やる。有志が1回やって全体で1回という話だったですか。
- ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
- 次回につきましては、事務局で資料をつくらせていただいて、それを7月、2回でまずもんでいただくと。2回でまとまりそうにない場合は、その段階でまたスケジュールを調整させていただくということでいかがですか。
- 山田課長
- このグループ討議をまとめるための方法として、今言った、事務局がまとめて次回出す、また次回まとめるために、皆さんに参加してもらおう。その中で、もしそれがまとまり切らないのであればその次も、という話ですか。皆さんそういうお考えをお持ちでしたか。
- 石塚さん
- 今回の中ではある程度まとめて、グループのまとめの近い形にしてほしいという。それができなかった場合もう1回、7月10日のときにやって、まとめていただきたい。それに対して、全体をまとめてみて、提案するようになっていきたいという話が出たわけですよ。全体がまとまらない限り、話にならないわけですよ。A、B、Cの方向性でいうと、内容がちょっと違っている部分もあるから。そうすると、逆に言ったときに、今日の部分で1回粗々まとめてみて、それで、Cがこれを入れないといけないよ、Aはこれを入れないといけないよという項目が出てきたときに全体会議をしたほうがいいのかどうかというのは全体で論議すべきだろうと思うんです。
- 山田課長
- まとめて例えば1つの意見にするとか、そういうイメージは私は持っていなかったもので。それぞれ今までのグループの方たちが出していただいた意見を、いわばそれは並列の形で出して行って、それを今度具体的に条例の話になって、そのときにその論議に活かしていくと。私はそういうイメージを持っていたので、今回で3つに分かれたのは終わりにしていただいて、次回はそれをまとめたものを出すと。で、次回には、条文の話に入って行って、その中で活かしていくのはどういう方法をとろうかと。その話し合いをしようというふうに、私はこの前はそういうふうにご提案申し上げたつもりなんですけれども。
- 濱村さん
- まとめて、あと全体会でやるっていうから、意見として、A、B、Cであるんだから、おっしゃったようにある程度まとめて方向づけして、全体討議するというイメージで。
- 山田課長
- もう1回グループでやるんですか。
- 濱村さん
- グループはこれでいいですよ。今、白鳥さんがおっしゃったように、それぞれのものをある程度まとめていくと。で、それをもとに、次回は全体会で議論しながらさら

に深めていくと。で、それで私は、1回で終わらないだろうから、続けてやってもらったほうがいいかなという考え方です。

山田課長

次回については、そのまとめをうちのほうでつくらせていただいて、それについての全体での討議ということにさせていただいていいですか。

その結果で、もしもう1回必要であればもう1回設定させていただくと。そういうことでよろしいでしょうか。

渋田さん

すみません。私たちは、この条例を出すことにみんな賛成ですから。そこを事務方もわかってもらいたいということですから。皆さんもそうだと思います。よろしくお願いします。

山田課長

わかりました。

ファシリ

どうもありがとうございました。その方向で進みたいと思います。

テーター

あと、最後に市のほうから事務連絡等ございましたら。

(能率協会:白鳥)

池田さん

1ついいですか。最初、冒頭で山田課長のほうから、昨日、市民討議会があったとありました。これにかかわっていることで、傍聴もできたわけですね。

私は時間があれば行ってみたかったなど。次はまた半年後ぐらいになっちゃうわけですね。1年後? そういう話題提供については、知らなかった私もいけないのかもしれないのですが、知りたかったので、そういう情報についてはできるだけ提供していただければ、今後ありがたいと思います。

山田課長

今年は昨日、1回で終わったものなんです。それで、今まで実験として3回やってきたんです。やり方としては、800人を住民基本台帳の中から抽出して、その中から承諾していただいた方の中から、承諾していただいたのが大体8%ぐらいだということで、ですから60人ぐらいということで、その60人の方々をさらに、大体1グループ何名ぐらいで話し合ったらいいかという形が定められていまして、その形に沿ってやると大体40名ぐらいに絞らなきゃいけないということで、年代ごとに抽選をして、それは人口のパーセンテージで、例えば10代が何パーセント、20代が何パーセントという中で案分をして、抽選をして参加者を決めて、その方々に集まっていたいて、テーマを決めて自由に論議していただくということだったんです。市役所の機能がどうあるべきかということで話したということです。

池田さん

何人ぐらい集まったんですか。

事務局(廣瀬)

欠席がいたので29名の方が参加されました。

池田さん

市民討議会の話、出てますよね、いろいろな形で。で、実際に見ていないですよ。資料とかはもらっているけど。だから、そういう機会があったら、私は見たかったなという話です。今後あるんだったら、そういうことがあるんだったら教えてくださいね。

山田課長

わかりました。

事務局(村上)

先ほどのアンケートの修正の作業なのですが、お手伝いいただける方がいらっしゃいましたら、この後でも結構ですので、お声がけいただければ、また日程等調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局(石井)

すみません、資料の10-5について、お配りしたままでしたので、一応説明だけしておきたいと思います。

資料10-5につきましては、市民参加条例の他市の条文比較表ということで作成

させていただきました。まとめの後に、これから条例の文案を実際につくっていく中で、あくまでも参考にとということで、他市の事例を示させていただきました。

全国で50近くの自治体で、既に市民参加条例が策定されているわけですが、その中で、自治基本条例が先に先行して制定されて、その条例の中で、市民参加については別に条例で定めるといような形で、関連条例として市民参加条例が制定されたものが、6つの自治体で示されていましたので、そちらのほうの条文を列記してあります。

なるべく、同じような内容の項目を横一列に並べながら示させていただきました。今後参考になればと思ひまして、お配りさせていただいております。

中村さん

山田課長にお願いしたいのですが、先日、広報板に、国際交流協会がやるチャリティコンサートのチラシを張らせてくださいと行きました。

そうしましたら、昨年度は240ぐらいあったんです、広報板が。ところが、今年になったら210に減っちゃって、30減っているんです。

情報を市民によく知らしめて共有するというのを盛んに言われているのに、やっていることは、本当に腰を据えてやっているのかと。そこのところに疑問を感じたんですけれども。

理由としてはお金がないということなのでしょう。古くなっちゃったから、もう更新できないということで。だけど、本当に市民の参画というか、これを考えているのなら、そこはやはりあまりけちらさないで、苦しいかもしれないけれども、必要なものはちゃんとやっていただきたいと思ひます。

山田課長

わかりました。それは伝えます。

池田さん

先ほどのアンケートのことについてなのですが、山田課長が、久永課長がアンケートについて質問されたときに、それは市民の皆さんがつくったのだからという発言を。

山田課長

前回、アンケートの案を示させていただいて、次回までにご意見があればいただきたいと。あわせて、このアンケートを皆さんでつくっていきたくないので、つくっていただけの方は申し出ていただきたい。そういうお話をさし上げたと思うんです。

ですから、私の中ではもう既にそれは検討させていただいて、意見はいただいたものとして、それで市民の申し出ていただいた方々と協議し、本日、出させていただいたというふうに私は思ったので。

だから、根本の話を、本日、言われるというふうには、私は思っていなかった。それをちょっと申し上げたい。

池田さん

でも訂正、こういうことを変えてほしいみたいな、ほかの市民の話は出ましたよね。でも、久永課長の話のときだけは、私は何かえらく冷たいなと思っただけですけれども。

それは、皆さん市民の方と課長の役割は違うでしょう、とおっしゃるなら別ですけれども。職員から出てきた意見について、私はえらく冷たいと思ひましたよ。ほかの人たち、どう思ひました？ 提案は、市民と同じような提案の内容だったと私は思うんですよ。特別、えらく違うことを言ったわけじゃない。

山田課長

私はルールとして、この間そういうふうに申し上げたので、基本的にはその検討はもうこの間やっていただいたというふうに私は感じていたので。

池田さん

検討しなくていい話だったら、皆さんから受けとるのも、私はちょっとどうかなと。

職員に対して、今後、課長が出てこられるかどうか私はわからないですけど、あ

山田課長
池田さん

あいう形でえらく冷たくされると意見も言えなくなるだろうなど。

それは申し訳なかったです。

皆さん、多分そういうふうにしたと思うので、ここで自由に職員も市民も一緒になって発言をするというところから始まると思うので。

ファシリ
テーター

それでは、きょうはこれで終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

(能率協会:白鳥)

ありがとうございました。

6. 閉会

事務局(石井)

それでは、皆さんどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

—以上—